

第六十回国会
衆議院

地方行政委員會議録 第一号

本国会召集日(昭和四十三年十二月十日)(火曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君	理事 奥野 誠亮君
理事 堀川正十郎君	理事 野呂 恭一君
理事 古屋 亨君	理事 細谷 治嘉君
理事 山口 鶴男君	理事 折小野良一君
青木 正久君	阿崎 英城君
龜山 孝一君	辻 寛一君
渡海元三郎君	永山 忠則君
藤田 義光君	細田 吉藏君
保岡 武久君	山口シヅエ君
井岡 大治君	太田 一夫君
河上 民雄君	三木 喜夫君
山本弥之助君	依田 圭五君
門司 亮君	大野 潔君
小濱 新次君	林 百郎君

昭和四十三年十二月十七日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君	理事 奥野 誠亮君
理事 堀川正十郎君	理事 野呂 恭一君
理事 古屋 亨君	理事 細谷 治嘉君
理事 山口 鶴男君	理事 折小野良一君
青木 正久君	龜山 孝一君
辻 寛一君	渡海元三郎君
永山 忠則君	藤田 義光君
細田 吉藏君	保岡 武久君
井岡 大治君	太田 一夫君
河上 民雄君	山本弥之助君
依田 圭五君	門司 亮君
小濱 新次君	林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 野田 武夫君
國務 大臣 荒木萬壽夫君
(国家公安委員 委員長)

出席政府委員

警察庁長官官房 長 浅沼清太郎君
警察庁警備局長 川島 広守君
行政管理庁行政 管理局長 河合 三良君
大蔵政務次官 上村千一郎君
自治政務次官 砂田 重民君
自治大臣官房長 宮澤 弘君
自治省行政局長 長野 士郎君
自治省財政局長 細郷 道一君
自治省税務局長 松島 五郎君
消防庁長官 佐久間 彌君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官 秋吉 良雄君
専門 員 越村安太郎君

十二月十一日

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

同月十六日

地方公営企業の危機打開に関する請願(島上善五郎君紹介)(第九号)
同外一件(安井吉典君紹介)(第一〇八号)
交通点数制反対に関する請願(松本善明君紹介)(第一〇号)
住居表示に関する請願(龜山孝一君紹介)(第四九号)
地方税における青色事業専従者完全給与制実施に関する請願(毛利松平君紹介)(第五〇号)

住居表示に関する法律廃止に関する請願(龜山孝一君紹介)(第七〇号)
ドライブインにおける酒類の販売禁止に関する請願外一件(帆足計君紹介)(第一四七号)
は本委員会に付託された。

十二月十四日

地方公務員の給与改定に伴う財源措置に関する陳情書外五件(山口県議會議長吉井公人外十二名)(第一七号)
地方交付税率の引下げ反対に関する陳情書外九十一件(竹田市議會議長橋本義彦外百六十九名)(第一八号)

国鉄納付金の廃止反対に関する陳情書外二十件(茨木市議會議長辻邦二外二十名)(第一九号)
地方事務官制度の廃止に関する陳情書外八件(徳島県議會議長阿部豊外十五名)(第二〇号)
過疎対策に関する陳情書外二件(京都府議會議長羽室清外二名)(第二一号)
地方公共団体の超過負担に関する陳情書外三件(新居浜市長泉敏太郎外三名)(第二二号)

地方交付税制度の堅持に関する陳情書(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第二四号)
交通警察官の増員に関する陳情書外一件(栃木県議會議長安藤清次郎)(第二五号)
交通指導員の設置に関する陳情書(関東一都九県議會議長会常任幹事東京都議會議長大日向高次外九名)(第二六号)

ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の所在市町村交付金の増額に関する陳情書(福岡県三井郡小郡町長佐々木敏雄)(第二七号)
人口動態調査委託費増額に関する陳情書(福島市五老内町三の一福島県戸籍事務連合協議会長佐藤実)(第二八号)

地方公務員の定年制実施に関する陳情書(徳島市幸町三の一四国地区町村議會議長長清家逸夫)(第二九号)

自動車取得税の免税点引上げ等に関する陳情書外一件(京都府議會議長長羽室清外一名)(第三〇号)
非常勤消防団員に係る退職報酬金制度の改正に関する陳情書(広島県芦品郡家町議會議長藤原哲男)(第三一号)

都道府県議會議員定数の定限改正に関する陳情書(東京都練馬区議會議長小柳信子)(第三二号)
地方行政の合理化に関する陳情書(全国都道府県議會議長会会長広島県議會議長山田四郎)(第三三号)

地方財政措置に関する陳情書外一件(砂川市議會議長萩原光雄外一名)(第三四号)
阪神水道企業団議會議員定数に関する陳情書(芦屋市議會議長神井清太郎)(第三五号)

地方税における青色事業専従者完全給与制実施に関する陳情書(島根県市議會議長会会長松江市議會議長小川宏)(第三六号)
新築住宅に対する固定資産税の減額措置緩和等に関する陳情書外六件(札幌市議會議長松宮利市外六名)(第三七号)

地方公務員等共済組合法の一部改正に関する陳情書(高松市番町一の一〇の三七四国地区町村議會議長会会長清家逸夫)(第三九号)
公営による水力発電の開発資金の起債に関する陳情書(東京都千代田区平河町二の六公営電気事業経営者会会長津田文吾)(第一二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○吉川委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についてはおはかりいたします。

すなわち、本会期中、地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本委員会の所管に属する

地方自治に関する事項

地方財政に関する事項

警察に関する事項

消防に関する事項

以上の各事項について、国政に関する調査を行なうため、衆議院規則第九十四条の規定に基づき、議長に対して承認を求めたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○吉川委員長 この際、野田自治大臣及び荒木国務大臣から発言を求められておりますので、順次これを許します。野田自治大臣。

○野田国務大臣 私は、このたび自治大臣を命ぜられました野田でございます。所管行政の各般にわたり複雑多様な問題をかかえております時期にあたりまして、その責務の重大さを痛感いたしております。私は、かねてから地方自治は国政の基本であると考えておりましたので、これを機会に地方自治の発展と国民福祉の向上のため、さらに努力する所存でございますが、この際、当面する諸問題の若干について所懐の一端を申し述べ、各位の御理解と格別の御協力を賜わりたいと存ずるものであります。

わが国社会経済の最近における急速な発展に即応して行政運営の広域的処理の必要性は一そう強

まっていると私は考えております。そこで、府県段階においては、広域的な地方公共団体としての府県の自治能力を充実強化するため、前国会で成立を見なかつた都道府県合併特例法案を次期通常国会に再度提出し、各位の御協力を得てぜひその成立をはかりたい所存であります。市町村段階においては、事務の共同処理方式など現行制度の積極的な活用をはかるほか、地域住民の生活圏の広域化の傾向に即応するため、都市的地域及び農山村地域を通じて一体として形成されつつある日常生活圏を広域市町村圏として把握し、所要の行政財政上の措置を講じてその特性に応じた地域の形成、振興につとめてまいりたいと考えております。

また、地方行政の簡素化、合理化につきましまして、さきに地方公共団体から聴取した結果によりまとめました地方行政の合理化に関する行政改革の意見に基づき、その推進をはかっているところであり、引き続き、なお一そうの努力を重ね、各省庁の協力を得て行政改革の実現につとめてまいりたい所存であります。

公務員行政につきましましては、今後一そう公務員秩序の確立と正常な労使関係の樹立につとめるとともに、地方団体に定年制を採用し得る道を開き、あわせて適正な給与制度の確立及び運用、地方公務員の福祉の増進などを通じて、公務能率の向上をはかつてまいりたいと考えております。

次に地方財政について申し上げます。最近の社会経済情勢の進展に伴い、地方団体の財政需要は、質量ともに大きく変動してまいっておりますが、地方行政水準は、まだきわめて低く、地方財政の体質もこれらの財政需要に対処するには、まだはなはだ脆弱であると考えられます。このため、当面の地方財政対策は、過密過疎対策に対処しつつ新しい町づくり、地域づくりの計画的な推進と地方公営企業の経営基盤の強化にその施策の重点を置く必要があると考えています。これらを実施するためには、きわめて多額の財源を必要としますので、地方財源の一そうの充実確保につとめてまいりたいと存じます。また、地方団

体においても、事務、機構の簡素合理化などにつとめ、地方財政の体質改善になお一そうの努力を払うよう指導してまいっている所存であります。

地方税制につきましましては、ここ数年、困難な地方財政のもとにおいて、あとう限りの減税を行ないながら、税負担の合理化、均衡化を進めてまいりましたが、今後においても、税制調査会の長期審判の趣旨に沿って、地方税源の充実をはかるとともに、地方財政の状況を考慮しつつ、住民負担の一そうの合理化をはかつてまいりたいと存じております。

次に、消防行政について申し上げます。最近における火災その他の災害の多発と多様化の傾向にかんがみ、消防行政の充実強化については、積極的に施策を講じてまいっている所存であります。そのため、まず消防体制の常備化と広域化、消防財源の充実による消防施設の増強をはかつてまいりたいと存じます。

さらに、近年火災による死傷者が増加する傾向がありますが、この際、高層建築物、地下街等不特定多数の者を収容する施設における防火検査及び煙対策その他の予防規制の強化につとめるとともに、交通事故等の激増している状況に対処するため、救急業務の拡充についても引き続き力を入れてまいりたいと存じます。なお、消防職員及び消防団員の教養訓練と処遇の改善につきましても一段と努力をいたす所存であります。

以上、所管行政の当面の諸問題について所信の一端を申し述べたのでありますが、委員各位の格別の御協力によりましてその実をあげることができましよう、一そうの御鞭撻と御指導をお願い申し上げます。

○吉川委員長 次に、荒木国務大臣。

○荒木国務大臣 私は、先般の内閣改造に伴いまして国家公安委員会委員長を命ぜられ、その責務の重大さを痛感いたしておるのであります。

委員各位には平素から警察行政につきましまして多量の御尽力をいただいておりますことにたいへん感謝を申し上げますが、今後とも格別の御指導と御協

力を賜わりますようお願い申し上げます。

この機会に、警察行政をめぐる当面の諸問題につきましまして所信の一端を申し述べたいと存じます。

私は、警察行政の目的は、国民が安心してその生活にいそしめるようにすることにある、治安の確保なくしては、民主政治の発展も国民生活の向上もあり得ないと存じておるのであります。

このような観点から見まして、最も憂慮にたえないのは、最近における一部学生集団による相次ぐ暴力事案の発生であります。各位御承知のように、これら集団は、暴力をもって学園の自治を破壊しつつあるばかりでなく、各地で集団的暴力行為を敢行し、国民生活に重大な不安と損害を与えに至っております。

私は、このような事態にかんがみ、警備体制の確立その他所要の措置を講ずるとともに、さらに関係省庁とも相はかつて総合的な施策の推進につとめてまいっている所存であります。

次に、最近の犯罪情勢において注目されますのは、拳銃による連続射殺事件、金融機関に対する強盗事件、列車等に対する爆破事件などの異常凶悪な犯罪が各地で続発していることであり、警察といたしましては、これら事件の早期解決に全力をあげているところであり、幸い横須賀線電車爆破事件については国民各位の御協力により解決を見たのでありますが、今後このような情勢に対処するため、広域捜査体制を一段と充実強化し、捜査方法の科学化、合理化を促進してまい

る所存であります。次に、最近の自動車の目ざましい普及に伴いまして本年の交通事故は異常な増加を示し、その被害者数は八十万名をこえるのではないかと見られておるのであります。このような状況に對しましては、関係省庁と密接な連絡のもとに交通安全施設の整備、悪質運転者に対する取り締まりの徹底等を期するほか、地域社会における事故防止体制づくりを促進してまいりたい所存であります。

また、最近の都市における交通混雑の激化は、都市の機能を著しく阻害するに至っており、当面合理的な交通規制の徹底、交通信号機の機能の高度化をはかるとともに、抜本的なこれが解消策につきましても、鋭意検討を加えてまいり所存であります。

なお、昨年の国会で御審議いただきました交通反則通告制度は、国民各位の理解のもとに順調に発足いたしており、また、かねてお話し申し上げておりました運転免許の行政処分の合理化、適正化をはかるための点数制度につきましても、去る十月一日関係政令を公布し、明年十月一日から実施の運びとなりましたことをここに御報告申し上げます。

以上当面の問題の二、三について申し上げたのでありますが、現在の困難な情勢に対処して警察がその使命を十分に果たして国民の期待にこたえられるかどうかは、一にかかつて警察職員の素質の向上と士気の高揚にあると存するのであります。

このような観点から、警察職員の採用、教養につきましてももちろん、待遇改善その他の士気高揚方策につきましても積極的に配慮してまいり所存であります。

重ねて皆さまの御協力をお願いして、私のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

○吉川委員長 この際、砂田自治政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。

砂田自治政務次官

○砂田政府委員 このたび自治政務次官を命ぜられました砂田重民でございます。おりから地方自治各般にわたります重大な局面を迎えております時期でございますだけに、その責任の重大さを肝に銘じております次第でございます。懸命に

大臣を補佐いたしてまいりる決意はいたしておりますが、何ぶん未熟者でございますして、先生方の御指導、御協力、御鞭撻を切にお願いを申し上げます。

○吉川委員長 内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正

第一条 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条の見出し中「昭和四十二年九月三十日以前」を削り、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条中同項を第九項とし、第六項

を第八項とし、同条第五項中「前項まで」を「及び第三項から前項まで」に改め、「年金を含む」の下に「次項において「地方公共団体の長等の退職年金等」というを加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項から第五項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項各号列記以外の部分」を「昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までについては、第一項各号列記以外の部分」に、「として、同項」を「とし、昭和四十三年十月分以後については、前項において準用するものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条列の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条列の給料年額で次項の規定により読み替えられたものに、その年額を恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号）附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮定共済法の給料年額」と

あるのは「仮定共済法の給料年額で次項の規定により読み替えられたものに、その額を十二で除して得た額を別表第三の二に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、第一項又は前項に、「同じ、同項」を「同じ、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「一・四四」と、同項第二号中「仮定給料年額を求めた」とあるのは「仮定給料年額を求め、更に、当該仮定給料年額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた」と、同項第三号中「仮定給料を求めた」とあるのは「仮定給料を求め、更に、当該仮定給料で別表第二の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求めた」と読み替えるものとする。

別表第一の備考中「百分の百三十二」を「一・三三」に、「五十円」を「五〇円」に、「百円」を「一〇〇円」に改め、同表の次に次の一表を加える。
別表第一の二

別表第一の仮定給料年額	仮定給料年額
一一三、五〇〇円	一一三、八〇〇円
一一六、六〇〇	一二七、二〇〇
一一九、四〇〇	一三〇、二〇〇
一二三、二〇〇	一三四、四〇〇
一二五、五〇〇	一三六、九〇〇
一二九、九〇〇	一四一、七〇〇
一三六、二〇〇	一四八、六〇〇
一四二、八〇〇	一五五、八〇〇
一四九、三〇〇	一六二、八〇〇
一五六、〇〇〇	一七〇、二〇〇
一六二、五〇〇	一七七、二〇〇
一六九、一〇〇	一八四、四〇〇
一七三、四〇〇	一九三、七〇〇
一七七、五〇〇	一九九、〇〇〇
一八二、四〇〇	二〇六、五〇〇
一八九、三〇〇	二一九、九〇〇
一九五、一〇〇	二二六、三〇〇
二〇〇、八〇〇	二四一、八〇〇
二〇七、五〇〇	二五〇、〇〇〇
二一四、三〇〇	二六六、四〇〇
二二一、七〇〇	二七四、八〇〇
二二九、一〇〇	二八二、八〇〇
二三八、五〇〇	二九〇、〇〇〇
二四四、二〇〇	二九三、二〇〇
二五一、九〇〇	三〇三、二〇〇
二五九、三〇〇	三一五、五〇〇
二七四、一〇〇	三三一、九〇〇
二七八、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
二八九、二〇〇	三五九、三〇〇
三〇四、三〇〇	
三二〇、九〇〇	
三二九、三〇〇	

三三七、四〇〇	三六八、〇〇〇
三四九、〇〇〇	三八〇、八〇〇
三五五、七〇〇	三八八、一〇〇
三七五、五〇〇	四〇九、七〇〇
三八五、三〇〇	四二〇、四〇〇
三九五、五〇〇	四三一、四〇〇
四一五、三〇〇	四四三、〇〇〇
四三五、二〇〇	四七四、七〇〇
四四〇、三〇〇	四八〇、四〇〇
四五六、七〇〇	四九八、二〇〇
四八〇、〇〇〇	五二三、七〇〇
五〇三、一〇〇	五四八、九〇〇
五一七、四〇〇	五六四、五〇〇
五三一、四〇〇	五七九、七〇〇
五五九、六〇〇	六一〇、四〇〇
五八七、八〇〇	六四一、三〇〇
五九三、五〇〇	六四七、四〇〇
六一五、九〇〇	六七一、九〇〇
六四四、二〇〇	七〇二、七〇〇
六七二、四〇〇	七三三、六〇〇
七〇〇、五〇〇	七六四、二〇〇
七一八、二〇〇	七八三、五〇〇
七三七、一〇〇	八〇四、一〇〇
七七三、五〇〇	八四三、八〇〇
八一〇、三〇〇	八八三、九〇〇
八二八、七〇〇	九〇四、一〇〇
八四六、七〇〇	九二三、六〇〇
八八三、一〇〇	九六三、四〇〇
八九九、八〇〇	九八一、六〇〇
九一九、六〇〇	一、〇〇三、二〇〇
九五六、一〇〇	一、〇四三、〇〇〇
九九五、八〇〇	一、〇八六、四〇〇
一、〇一六、三〇〇	一、一〇八、七〇〇
一、〇三五、七〇〇	一、一二九、八〇〇
一、〇五六、〇〇〇	一、一五二、〇〇〇
一、〇七五、六〇〇	一、一七三、四〇〇
一、一五三、〇〇〇	一、二一六、七〇〇

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の仮定給料年額が一・三、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・三二五の二・四四を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

別表第二の一

別表第二の仮定給料・仮定給料

別表第二の仮定給料	仮定給料
九、四六〇円	一〇、三二〇円
九、七二〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一三、五七〇
一三、〇〇〇	一四、一八〇
一三、五四〇	一四、七七〇
一四、〇九〇	一五、三七〇
一四、四五〇	一五、七六〇
一四、七九〇	一六、一四〇
一五、二〇〇	一六、五八〇
一五、七八〇	一七、二一〇
一六、二六〇	一七、七四〇
一六、七三〇	一八、二五〇
一七、二九〇	一八、八六〇
一七、八六〇	一九、四八〇
一八、四八〇	二〇、一五〇
一九、〇九〇	二〇、八三〇
一九、八八〇	二一、六八〇
二〇、三五〇	二二、二〇〇

二〇、九九〇	二二、九〇〇
二〇、六一〇	二三、五七〇
二二、八四〇	二四、九二〇
二三、一七〇	二五、二七〇
二四、一〇〇	二六、二九〇
二五、三六〇	二七、六六〇
二六、七四〇	二九、一七〇
二七、四四〇	二九、九四〇
二八、一二〇	三〇、六七〇
二九、〇八〇	三一、七三〇
二九、六四〇	三二、三四〇
三一、二九〇	三三、一四〇
三二、一一〇	三三、〇三〇
三二、九六〇	三五、九五〇
三四、六一〇	三七、七五〇
三六、二七〇	三九、五六〇
三六、六九〇	四〇、〇三〇
三八、〇六〇	四一、五二〇
四〇、〇〇〇	四三、六四〇
四一、九三〇	四五、七四〇
四三、一二〇	四七、〇四〇
四四、二八〇	四八、三一〇
四六、六三〇	五〇、八七〇
四八、九八〇	五三、四四〇
四九、四六〇	五五、九五〇
五一、三三〇	五八、五六〇
五三、六八〇	六一、一三〇
五六、〇三〇	六三、六八〇
五八、三八〇	六五、二九〇
五九、八五〇	六七、〇一〇
六一、四三〇	七〇、三二〇
六四、四六〇	七三、六六〇
六七、五三〇	七五、三四〇
六九、〇六〇	七六、九七〇
七〇、五六〇	八〇、二八〇
七三、五九〇	八一、八〇〇
七四、九八〇	

七六、六三〇	八三、六〇〇
七九、六八〇	八六、九二〇
八二、九八〇	九〇、五三〇
八四、六九〇	九二、三九〇
八六、三一〇	九四、一五〇
八八、〇〇〇	九六、〇〇〇
八九、六三〇	九七、七八〇
九二、九四〇	一〇一、三九〇
九六、二五〇	一〇五、〇〇〇
九七、八八〇	一〇六、七八〇
九九、五七〇	一〇八、六二〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・三二の一・四四を乗じて得た金額（一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の一

別表第二の二の仮定給料	第 一 欄	第 二 欄
一〇、三二〇円	七三、〇〇〇円	一、二九〇円
一〇、六〇〇	七五、〇〇〇	一、三三〇
一〇、八五〇	七七、〇〇〇	一、三六〇
一一、二〇〇	七九、〇〇〇	一、四〇〇
一一、四一〇	八一、〇〇〇	一、四三〇
一一、八一〇	八四、〇〇〇	一、四八〇
一二、三八〇	八八、〇〇〇	一、五四〇
一二、九八〇	九二、〇〇〇	一、六二〇
一三、五七〇	九七、〇〇〇	一、七〇〇
一四、一八〇	一〇〇、〇〇〇	一、七七〇
一四、七七〇	一〇五、〇〇〇	一、八五〇
一五、三七〇	一〇九、〇〇〇	一、九三〇
一五、七六〇	一一二、〇〇〇	一、九八〇
一六、一四〇	一一四、〇〇〇	二、〇二〇
一六、五八〇	一一八、〇〇〇	二、〇七〇
一七、二一〇	一二二、〇〇〇	二、一五〇
一七、七四〇	一二六、〇〇〇	二、二二〇

一八、二五〇	一二、二九〇	二、二八〇
一八、八六〇	一二、三四〇	二、三六〇
一九、四八〇	一二、三八〇	二、四三〇
二〇、一五〇	一二、四三〇	二、五二〇
二〇、八三〇	一二、四八〇	二、六〇〇
二一、六八〇	一二、五三〇	二、七一〇
二二、二〇〇	一二、五八〇	二、七八〇
二二、九〇〇	一二、六三〇	二、八七〇
二三、五七〇	一二、六八〇	二、九五〇
二四、九二〇	一二、七七〇	三、一二〇
二五、二七〇	一二、七九〇	三、一六〇
二六、二九〇	一二、八六〇	三、二八〇
二七、六六〇	一二、九六〇	三、四六〇
二九、一七〇	一二、〇七〇	三、六五〇
二九、九四〇	一二、一二〇	三、七四〇
三〇、六七〇	一二、一八〇	三、八三〇
三一、七三〇	一二、二四〇	三、九七〇
三二、三四〇	一二、二九〇	四、〇四〇
三四、一四〇	一二、四二〇	四、二七〇
三五、〇三〇	一二、四八〇	四、三八〇
三五、九五〇	一二、五五〇	四、四九〇
三七、七五〇	一二、六八〇	四、七二〇
三九、五六〇	一二、八〇〇	四、九五〇
四〇、〇三〇	一二、八三〇	五、〇〇〇
四一、五二〇	一二、九四〇	五、一九〇
四三、六四〇	一三、〇九〇	五、四五〇
四五、七四〇	一三、二四〇	五、七二〇
四七、〇四〇	一三、三三〇	五、八八〇
四八、三一〇	一三、六一〇	六、〇四〇
五〇、八七〇	一三、七八〇	六、三六〇
五三、四四〇	一三、八三〇	六、六八〇
五五、九五〇	一三、九七〇	六、七四〇
五八、五六〇	一四、一五〇	七、〇〇〇
六一、一三〇	一四、三三〇	七、三三〇
六三、六八〇	一四、五一〇	七、六四〇
六五、二九〇	一四、六三〇	七、九六〇
		八、一六〇

六七、〇一〇	四、七五〇	八、三八〇
七〇、三二〇	四、九八〇	八、七九〇
七三、六六〇	五、一二〇	九、二一〇
七五、三四〇	五、三三〇	九、四二〇
七六、九七〇	五、四六〇	九、六三〇
八〇、二八〇	五、六八〇	一〇、〇三〇
八一、八〇〇	五、七九〇	一〇、二三〇
八三、六〇〇	五、九三〇	一〇、四五〇
八六、九二〇	六、一六〇	一〇、八七〇
九〇、五三〇	六、四一〇	一一、三二〇
九二、三九〇	六、五四〇	一一、五五〇
九四、一五〇	六、六七〇	一一、七七〇
九六、〇〇〇	六、八〇〇	一二、〇〇〇
九七、七八〇	六、九三〇	一二、二二〇
一〇一、三九〇	七、一八〇	一二、六八〇
一〇五、〇〇〇	七、四四〇	一三、一三〇
一〇六、七八〇	七、五六〇	一三、三四〇
一〇八、六二〇	七、七八〇	一三、五八〇

備考

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十二年法律第八十三号」を「昭和四十三年法律第四十八号」に改める。

第三条の四第三項中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「除く。」及び第

三項」を「除く。）、第二項及び第五項」に改める。

第六條第五項中「前條第四項」を「第五條第四項」に改める。

第七條第二項第一号ニ中、「第四十一條の二第一項若しくは第四十二條第一項第三号（第四十三條において準用する場合を含む。）を」若しくは第四十一條の二第一項に改める。

第八條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施

行日の前日に退職料の最短年金年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条
例の適用を受けていたもの（施行日直前の条
例在職年に係る年金条例職員期間以外の年金
条例職員期間を有する者に限る。）のうち前項
の規定に該当しない者が退職した場合におい
て、その者の施行日前の条例在職年の年月数

十九年以上二十年未満	施行日前の条例在職年が二十年未満である者	十九年
十八年以上十九年未満	施行日前の条例在職年が九年以上である者	十八年
	施行日前の条例在職年が九年未満である者	十九年
十八年未満	施行日前の条例在職年が十一年以上である者	十七年
	施行日前の条例在職年が五年以上十一年未満である者	十八年
	施行日前の条例在職年が五年未満である者	十九年

「おいて準用する」の下に「第八條第二項若しくは」を加える。

第五十五条第一項中「第八條第二項」の下に「及び第三項」を、「次に掲げる者」の下に「（第八條第二項の規定については、年金条例職員であ

第六十二条中「第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第三号及び」を「第三号並びに」に改める。

つた者で施行日以後に組合員となつたもののうち政令で定める者」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

第九十五条第二項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

3 前項及び次条に定めるもののほか、第一項において準用する第八条第二項その他のこの法律の規定又は新法第八十条その他の新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第二百一十七條第一項及び第三項中「第五十五條第三項」を「第五十五條第四項」に改める。

第四百一十一條第二項中「地方公共団体の議会の議員」の下に「これに準ずる者として政令で定める者を含む。」を加え、「地方議会議員の」

第五十七條第四項中「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、同條第五項中「第二項」を「同條第三項」に、「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、同條第七項及び第八項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

「当該」に改める。

第四百四十二条中「減額すべきこととされている額」の下に「(前条第二項の政令で定める者としての在職期間に係るこれに相当する額を合算する)」を加える。

別表第二中「三七〇、二〇〇円」を「三八九、

第五十八条中「第二項を」を「同条第三項を」に、「第八条第二項を」を「第八条第三項」に改め、

四〇〇円」に、「一四七、二〇〇円」を「二五九、四〇〇円」に、「一六九、二〇〇円」を「一七八、四

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七条の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三条の三第一項、第四十一条、第五十七条第七項及び第八項、第九十五条並びに別表二の規定並びに次条及び附則第六条の規定は、昭和四十三年十月一日から適用する。

（多額所得による恩給組合条例の退職料又は新法の退職年金の停止に関する経過措置）

第二条 改正後の施行法第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三条の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法（大正十二年法律第四十八号）第五十八号ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第三条の三第一項第五号の規定の例により支給することができる額を下ることはない。

2 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号。以下「法律第四十八号」という。）による改正後の恩給法第五十八号ノ四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第十七条第三項（同法第五十五条第一項、第七十三条第二項、第八十六条、第九十六条第二項及び第二百一十一条において準用する場合を含む。）

む。）第五十七条第七項及び第八項（同法第五十八号において準用する場合を含む。）並びに第九十五条第二項及び第三項（同法第六十条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することができる額を下ることはない。

（外国政府職員期間等の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第三条 改正前の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。）が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第四十八号による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号。以下「改正後の法律第五十五号」という。）附則第四十二条第一項第三号（同法附則第四十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとしなければ退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、昭和四十四年一月分から、その者又はその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律及び退職年金条例の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、改正後の法律第五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置）

第四条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七条の改正規定の施行の際、現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金（以下この項において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、改正前の施

行法第十条第四号の期間（同法第三十一条第二項第二号の期間を含む。）で改正後の法律第五十五号附則第四十二条第一項第三号の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正前の施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五号第一項第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。）若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十三年十二月三十一日において改正前の施行法第十条第四号（同法第五十五号第一項において準用する場合を含む。）の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受け権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五号附則第四十二条第一項第三号の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に関して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（更新組合員等に係る退職年金の受給資格に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第八号第二項（同法第五十五号第一項において準用する場合を含む。）の規定は、当該規定に規定する者がこの法律の公布の日前に退職した場合については、適用しない。

（遺族年金又は廃疾年金の最低保障額の引上げに関する経過措置）

第六条 改正後の施行法第四十一条（同法第五十五号第一項において準用する場合を含む。）及び

別表第二の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第七条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

理由

昭和四十二年に実施した地方公務員等共済組合法に基づく年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、年金条例職員であつた組合員の退職年金の受給資格の特例につき所要の改善措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○古川委員長 政府から提案理由の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○野田国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

恩給の年額の増額につきましては、第五十八回国会において、恩給法等の一部を改正する法律の御可決をいただき、本年十月から実施されているところでありますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じてすみやかに所要の措置を講ずる必要があります。このほか、退職年金条例等の適用を受けた組合員の退職年金の受給資格の特例につき所要の改善措置を講ずる等の必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、昭和四十二年度において実施いたしました地方公務員等共済組合法の規定による退職年

金等の年額の引き上げ、すなわち、いわゆる二万円ベースの給料により算定した額の三・二%増額の措置につきまして、今回その率を改め、四・四%とすることにいたしましたのであります。なお、地方公務員等共済組合法の施行日前の期間を基礎として算出する部分につきましては、七十歳以上の者は五四・二%から六二・二%へ、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の妻、子及び孫は四四・四%から五四・二%へ、それぞれ増額した額に引き上げることとしております。

第二は、増加恩給の額が引き上げられたことに伴い、地方公務員等共済組合法の規定による公務上の廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第三は、退職年金条項または恩給法の適用を受ける職員としての前歴を有することなく外国政府等の職員として昭和二十年八月八日まで在職し、その後、退職年金条項または恩給法の適用を受けた期間を有する地方公務員共済組合の組合員のその外国政府等の職員であった期間については、現行法上退職年金の最短年限に達するまでを限度として組合員期間に通算し、それ以上は通算しないこととされておりますが、恩給制度の改正に準じ、その全期間を通算することとしております。

第四は、地方公務員等共済組合法の施行の日以前である昭和三十七年十一月三十日に退職年金条項の適用を受けていた地方公務員共済組合の組合員が退職した場合において、当該退職年金条項の適用を受けた在職年数に通算されない旧軍人の加算年その他の恩給法上の在職期間及び他の退職年金条項上の在職期間があるときは、これらの在職年数を含めて組合員期間が二十年未満であつても、国家公務員共済組合の取り扱いに準じ、退職年金の受給資格が得られるよう所要の措置を講ずることとしております。

第五は、本邦復帰前の奄美群島における市または町村の議会の議員としての在職期間を有する地方議会議員共済会の会員について、その期間を市または町村の区分に応じそれぞれの共済会の会員

であつた期間に通算することとしております。以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○古川委員長 地方自治、地方財政、警察及び消防に關する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 今回、野田自治大臣、荒木国家公安委員長、砂田政務次官の御就任に對しましてお祝いを申し上げます。ただ残念に思ひましたのは、たいへんに法と秩序を強調されまゝす荒木国家公安委員長がだいたい時間を占めて御到着になりまして、法と秩序を守る委員長が時間を守るといふことも必要ではないかと存じますので、この点は一応御注意を申し上げておきたいと思ふ次第でございます。

お尋ねしたいと思ひますが、まず国家公安委員長に先にお尋ねしたいと思ひます。荒木国家公安委員長が就任直後の記者会見で、次のようなことを発言されたというのを新聞で拝見いたしました。私の立場は、行管長官、国家公安委員長は並列で、一方が兼務ということではない、しかし総理の話では、本籍は国家公安委員長、行管は寄留先だということだ、まあ仕事の量と質が自分の仕事の重点を決定してくれるであろう、かように述べたと伝えられておるのであります。以上の御発言は事実でございますか。

○荒木国務大臣 いま御指摘になりましたようなことを申し上げました。

○山口(鶴)委員 それではお尋ねをいたしたいと思ひますが、国家公安委員長の仕事の質と量と、行管長官としての仕事の質と量は、法律その他の規定からいって、どちらが重たい、かようにお考えでございますか。

○荒木国務大臣 どちらが重い、軽いの問題ではないと心得ます。設置法に基づきまして、国家行

政を通じまして、国民に奉仕します意味合いにおいては、同じことだと心得ております。

○山口(鶴)委員 同じことであるのに、本籍は国家公安委員長で、寄留先は行管だ、そして、仕事の質と量が自分の重点をきめてくれるだろうといふことは、いまの御発言と矛盾はしませんか。

○荒木国務大臣 反論する気持はございませんが、何ら矛盾はないと私は考えております。

ついでながら、その新聞報道になりましたときの記者会見のいきさつを簡単に申し上げます。ただ記者の一人から質問が出たのは、公安委員長と行管の長官と、これはともに忙しいようですが、主として本拠はどちらですかという質問でございました。そのとき、冒頭に、設置法に基づいた順序だという注釈は加えておりませんけれども、総理からは、公安委員長の辞令をいただいた、次に行管長官の辞令をいただいた、総理からは治安行政は大事だからしっかりやれと言われた、続いて行管の担当も、行政改革をはじめ重要な課題だからしっかりやれと言われた、先に言われたからそちらのほうが本拠地かなというふうなことを、いま思えばよかったですと思ひます。が、私は逃げないで、一つのジョークを申すような気持ちで言つたのであります。私としては、まあブローグのつもりで言つたわけですから、その直後に、いま御指摘のように、どっちを主としておるかということは、そのときどきの質と量によつてきまるものと心得ております。したがって、そういうものがきまるであらう、事務当局によく相談させて自分の行動をきめたいと思ひ、こういうことを申し上げて、直ちに行管の次官に依頼しまして、警察庁の次長とよく相談してくださいということ、新聞記事以前にきまりましたのが、月水金が行政管理局、火木土が公安委員会ということに確定いたしました、直ちにその線に沿つて行動しております。一週間を完全に二分いたしました勤務いたしておるわけでありまして、その現象から、あえてへらず口まいなこ

とを言わしていただければ、月水金の本籍が行管、火木土の本籍が国家公安委員会、かように心得て今日までまいつておる次第であります。

○山口(鶴)委員 土曜日が半ドンでありますから、勤務時間をやましく計算すれば、どうも云々といふことがあるかと思ひますが、しかし、まあそれは別といたしまして、ただいまのお話では、国家公安委員長が本籍で、行管長官は寄留先だといふ当初の記者会見での御発言は、これはその後訂正なされて、ともに本籍であると、こういうことで勤務をされておるといふことでありますから、その点は了解をいたします。

ただ、私は、このような御発言をされた国家公安委員長のお考え方に若干危惧を持つものであります。国家公安委員長の職務というものは、これは警察法によつてきまつております。国家公安委員長は、決して全警察を指揮する立場にはございません。職員の人事権等につきましても、これは警察庁長官が握つておられる、国家公安委員長のいわば職責ではない、かように理解をいたしております。これに對しまして、行政管理局長官のほうは、法律的に申しまして、内閣法なりあるいは行政組織法の規定によりまして、いわば大臣がこの行政管理局を統轄するお立場に立つておられる。したがって、法律の上からのいわば権限ということになるれば、行政管理局長官の任務のほうは法律的にはむしろ重たい、こういうふうにして差をつけたいと私は思ひます。したがって、先ほどのような大臣の御発言があつたといふことは、現在の都道府県警察を、戦前のいわば国家警察といったような思想で、国家公安委員長が全警察を指揮する、何かこういうふうなお考え方があつたのではないだろうかという危惧の念を持つものであります。

そこでお尋ねをいたしますが、警察職員の中で国家公務員が一体何%で、地方公務員の率が一体何%でありますか、お答えをいただきたい。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。警察法の条文そのまゝでは申し上げかねますけ

いわけですね。

○荒木国務大臣　はつきり御質問を聞きとれなかつた不届きをおわびしなければなりません、国会で御要望になります資料は、あります限りは提出する、それは一般的には当然だと思ひます。ただ、それがまだ事務段階で責任をもつて提出で

ますなれば、資料につきましては積極的に警察関係も国会に御提示をいただきたい。このことを強く要望しておきます。委員長におかれても十分善処されたいと存じます。

それでは次に進みたいと思いますが、第一次行

政改革につきましては一局削減というような形である程度仕事が進んだようでありますが、問題は第二次の行政改革、これにつきましては全く行き詰まっておる。新聞の報道によりますと、十二月十五日には第二次行政改革の案がまとまる予定である。しかるにさっぱりこれが進んでいない。どう

も大臣が、行管は寄留先だというようなことがあるので、このせつかくの行政改革がとんざしているのではないかというような感じもいたすのであります。第二次行政改革につきましては、かねがね

当委員会が議論してまいりました地方事務官制の整理の問題という大きな懸案事項も含まれておるはずであります。第二次行政改革については、いづごろこれはおまとめになる予定でございますか。

○荒木国務大臣 前長官が国会で、十二月中旬を目途として第二次行政改革のめどをつけたという答弁をされたことは、就任のときも承っておりす。もうすでに中旬になっておりますが、まだ結論まで到達しておりませんことは、おくれているところになつてもいたしかたないかと思ひます。ただ、少し弁解させていただきますと、十月

の初めに第一次の閣議決定がございました。御案内の第一次行政改革を中心に、第二次につきましたは、第二次案をなるべくすみやかにとりまとめ、推進するという、行政改革の目標でやるんだと

ということが付言された閣議決定が、十月のたしか初めに行なわれております。それを受けまして、たとえば地方事務官制度の問題あるいは観光行政等の問題、これに關しましては前長官と關係大臣

の間に覚え書きができてまして、それが十一月の末に閣議報告されておりまして、その閣議報告の線に沿って自治省あるいは厚生省あるいは運輸省等との間に事務的に詰めつつあるわけであります。

その相手あつての折衝だものですから、なかなか希望どおりにまいらないという意味合いもございます。これはあるものは立法措置を必要とし、あるいは予算との関連もございます。そうしましたら、めづるべきは、この関連が、何となく結論的に国会に御提出申し上げる、御審議願うという段階にまいりません。御審議願うという申し上げるまでもないところでありまして、御理解いただけるかと思ひます。思ひますが、事務当局は懸命に努力を続けまして、できることならば次の通常国会に第二次の行政改革に關しまして御審議願うようにという気がまをもちて努力中でございます。

○山口(鶴)委員 十一月二十六日に覚え書きが取りかわされた。陸運行政、あるいは労働省関係、厚生省関係につきましても一応の覚え書きが取りかわされた。ところが、その後各省間の権限争い等もありまして、当初予定をされた十二月中旬というのが大幅におくれている。私はこの点は非常に遺憾だと思ひます。特に大臣は自民党の行政調査会の会長をせられておられまして、この問題については非常に詳しいはずであります。特に地方事務官の問題は、当分の間ということで二十数年間放置をされました。因縁つきの問題であります。こういう問題をおいて解決をしなければ、私は行政改革というのはいへん意味のないものになってしまうのではないかと、このことを懸念する次第であります。そうしますと、次の通常国会には提出をされたいというお話ですが、その内容、それから取りまとめをいたします時期、これについてはもっと明確なひとつお答えをいただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○荒木国務大臣 別に逃げるわけじゃございませんが、先ほども申し上げましたように相当錯雑した覚え書きの内容の實踐に關連する事柄がございますので、何としてもこれは徹密に事務的に詰めた上でなければ御審議の段階に至りませんので、極力努力いたさせ、私も努力をいたしますけれども、通常国会のいつごろ出せるか明確に言えとおつ

しゃいますと、ちょっと自信を持った見当はただいまのところ申し上げかねるというくらいいめんどうさと承知いたしておられます。

○山口(鶴)委員 大臣は文部大臣の際、きわめて勇断をもつていろいろな問題に對処をせられた大臣と何つておられますが、どうも行管長官になりまして、いわば荒木さんとしての持ち味がさっぱり出ないような感じがいたすのであります。そうしますと、ちよつと先ほどのお話でないが、どうもやはり土曜日の半ドンを削つておるような意味で、仕事の軽重に差があるような感もいたすのであります。ひとつどうですか、時期はなかなか言えないということですが、少なくとも次の通常国会には、地方事務官制の問題については覚え書きの線に沿つて必ず通常国会に提出はすると、これだけは明確にお約束はできませんか。

○荒木国務大臣 意気込みは、そう思ひます。

○山口(鶴)委員 荒木さん、行管長官についてはどうも荒木さんらしいお持ち味が、非常に慎重であるということは残念に思ひます。むしろ国家公安委員長については慎重であつて、行管長官としては大いにかつての荒木文相当時の意気をもつて突進されるように私も強くお願いをいたしておきます。

それでは次に、給与の問題について自治大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、先ほどお述べになりましたおことばを拝見いたしました。でも、正常な労使関係の樹立につとめたい、こういうことを言つておられるわけがあります。現在国家公務員、地方公務員と政府の間にございましていろいろ紛争があることは大臣も御存じだと思ひわけです。この原因は一体どこにあるかといへば、ストライキ権、団体交渉権が公務員から取り上げられておりながら、その代償措置としての人事院勧告が完全実施されておられない、ここにやはり正常な労使関係と違つた形が出てくる原因があると思ひます。

そこでお尋ねしたいことは、人事院勧告に對するお考え方です。国会におきましても、人

事院勧告は完全実施すべきである、こういう趣旨の決議も委員会等で行なわれておるわけでありまして、大臣としてはこの人事院勧告は当然完全実施すべきだと思ひます。念のため、念のため念のためとつてお答えをいたしたいと思ひ次第であります。

○野田国務大臣 公務員給与は、御指摘のとおりスト権がなく、国家公務員は人事院の勧告に基づいて措置する。この意味からいいますと、私は山口さんの御意見、全く同感でございます。人事院勧告を尊重する、これは態度を歴代内閣がとつております。尊重する以上は完全実施するということが入るのが常識だと思つております。先般、数日前に給与関係の閣僚懇談会を開きました。その際も相当そういう意見が出ましたし、私も全く同様な見解を持つておつたのでございます。その閣僚懇談会の結果を一般に御報告してあつたのであります。その中に、来年度の給与については財政上の諸般の均衡上どうしてもやむを得ない、八月実施をする以外にない、しかし今後はいわゆる完全実施を目標として財政措置を考慮する、こういうことで閣僚懇談会の申し合せとして残しておりました。これはひとりで今度の新内閣だけの申し合せでなくて、前内閣におきましても大体同様の申し合せをしていられるようでございます。これを引き継いで、やはりその意思を尊重してやる。重ねて申し上げますが、その目標はあくまでも人事院勧告を尊重し、これを完全実施にいくのだ、こういう意味でございます。

○山口(鶴)委員 衆議院の内閣委員会あるいは参議院の内閣委員会におきましては、「人事院勧告を尊重し、これを完全に実施すべきである。右決議する。」というところで、両院とも決議を行なつておるわけですね。ただいま大臣は、今後の問題として完全実施を目標として財政措置に努力をするのだ、ということでございます。そうしますと明年度は、現在予算編成の段階で、この財政措置のやり方につきます。たとえば四月において一

号俸上げる財源を給与費にとつておいて、残りの

分を予備費でとるか、いろいろ議論はされておるようでありまして、形はいずれを問はず、明年は完全実施をする、そのための財源措置はきちつとする、かように受け取つてよろしいわけでございますか。

○野田国務大臣 完全実施を目標として財政措置をする場合のやり方は、いまお示しのとおり、一、二、三と四とか、いろいろの案が出ております。したがつて、それを御説明いたしまして、よくおわかりのことでございますので省きます。そこで、そのときの閣僚懇談会におきまして、やはり来年度において完全実施までいこうじゃないか、いくうちにひとつみんな力を合わせようじゃないか、こういう話をいたしておりました。それが、それに対して財政当局はまだはっきりした回答を与えておりません。しかし、私、こういうやりもその給与関係の閣僚はござつて、もうこまできたのだから来年度に実施するようにひとつ努力しよう、こういう申し合せはいたしておりました。

○山口(鶴)委員 七人委員会としては大蔵大臣も入つておられますので、まあ財政当局が難色は示した、しかしこの七人委員会のまとまつた方向としては、明年は完全実施するように努力しようということだということですね。それでは大臣、七人委員会の一員である大臣としては、これはもう完全実施すべきである、努力をするというようなことでなくて、すべきであるというところで對処をする、こう受け取つてよろしゅうございませうか。

○野田国務大臣 私は多年、公務員の給与の実施内容について、山口さんと同様な考え方を実は持つております。かつて総理府におりましたときも、当時十月のときでございましたが、私も労働大臣とも打ち合わせまして、一カ月、九月まで繰り上げた、こういうことは、その基本はやはり一日も早く完全実施に到達したいという考え方であります。私自身をいたしましては、できるだけ完全実施が実現するように努力したいという心

がまえを持ってあります。

○山口(鶴)委員 明年につきましてはひとつただいまの御決意で対処いたしたいと思ひますが、問題は本年のことです。これは主として、内閣委員会で議論がされるだろうと思ひますから、こまかい点につきましては私は遠慮したいと思つておられますが、やはり昔から、来年のことを言へば鬼が笑ふ、こういうことがあるわけですが、来年は完全実施をするという、そういう来年のお話だけでは、やはり公務員諸君も納得しないのじゃないか、これは昔からのことわざにもあるとおりだと思ひます。そうしますと、ことしの分につきましては、残念ながら八月実施の従来の閣議決定を再確認ということでありますが、聞くところによれば、本年の総合予算主義、補正なし予算といひましても、二月へ参りました場合は、食管会計との関係で、これは福田大蔵大臣も補正予算を組まざるを得ないというところは言明しておられるわけですね。そういったと、今後補正予算を組む条件がないかといへば、補正予算を組む条件というものはある。それから現在にございます二百億円の予備費、これにつきましてはわが党の華山代議士が決算委員会等で詳細な議論を展開をいたしたのでありますが、結局現在十六億ないし二十六億円の予備費が余る見通しである。しかも公務員の給与改定に必要な六百一億、これは五百九十六億くらいでさうであります。従来は経験でいいますと、およそ四十億くらいは節約でもって措置をする、したがって当初六百一億といわれ、現在五百九十六億といわれているけれども、これよりも四十億くらい少ない経費で、従来の例からいへば給与改定は実施できるはずだ。そういったならば、約六十億程度の経費といふものは、予備費の現在の状況においても余っているといふことが言えるはずだ。一カ月国家公務員の給与改定を繰り上げた場合、その必要経費は約六十億円と言われています。とすれば、当然われわれの立場からいへば完全実施すべきだと思ひます。五月実施をすべきだと思ひますが、しか

し予備費の現状からいへば、最低一カ月繰り上げ実施をするといふことは決して不可能ではないはずだ、かようにも思ふわけでありま。地方財政につきましても、これはあとで議論があると思ひますが、決して大蔵省の言つてゐる三三〇の交付税を減らして済むような状況でないことは私も承知をいたしてゐます。むしろ交付税率を引き上げるくらいな財政事情が自治体にはあると存じます。しかし本年度の景気の動向から申しまして、地方税につきましても若干増収というものを考えられると存じますので、国家公務員が繰り上げ実施いたしますならば、当然地方公務員に対してこれを実施するといふことも不可能ではないだろう、特に食管会計で補正予算を組むといふことになれば、三三〇は交付税として当然今年度地方自治団体に配られなければいけません。もし二千億円の自然増収が本年あったとすれば、この三三〇です。六、六百億程度のものは本年度交付税として自治体に交付されなければならぬはずであります。ところが補正予算を組まなければ、この六百億というものは昭和四十五年で精算をするといふことであるから、むづむづこの地方自治団体に入るべき交付税が昭和四十五年に繰り越されてしまふといふことは、私は地方自治団体の財政からいって決していいことではない、むしろたいへん遺憾なことだ、かように思ふわけでありまして、そういう意味でも、私は地方自治団体に對する財源のやり方といふものは幾らでも方法はあつたと思ふのです。そこでどうでしょうか。国家公務員、地方公務員を通じて、本年度はもう八月しかだめだといふことでなしに、何らか誠意を政府が示す、そういう意味で御努力をなさるおつもりが七人委員会の一人として自治大臣におありであるかどうか、この点をひとつお聞かせをいた

当然出る話であります。そのとき、つまり国家公務員の給与を、現内閣できめておつた八月実施を七月まで一カ月繰り上げるとなると、これはやはり補正予算の問題であるとか、いま山口さんのお話の補正を組むかどうかといふことですが、これは財政当局ではありま。せんからにはつきりしたお答えはできませんが、やはり事態によつてでありま。すが、補正を組むのじやなくて、ことばは、これがどういふ内容になるかわかりませんが、組みかへ補正はあり得る、こういう財政当局の答弁でありまして、食管関係会計で直ちに補正を組むといふことは必要はないと、こういうことを言つてお。ります。そこで、もう御承知のとおり地方公務員の給与も国家公務員の給与に準じてやつてゐるわけでございますから、国家公務員の給与のまたさらに改定がありま。すれば、これは地方財政が非常に苦しくとも、やはり何かその間の考えをしなく。ちやならぬと思ひますが、いまのお話しのとおり閣議でも、来年度の完全実施の問題は別として、本年度においては八月を目途として実施するといふことを再確認いたして決定したものです。から、私として、さらにあらためて閣議の決定をくつが。えずような努力はどうかとおしやいます。が、よくわかりま。すけれども、それはちよつとなかなかむずかしいのではないかと、実は残念ながらそうお。答へする以外にはございませ。ん。

○山口(鶴)委員 昨日、参議院の予算委員会がございまして、地方財政の問題につきまして、わが党の田中寿美子議員が質問をされたようです。特に交付税率の問題、さらには補助金整理の問題等につきまして議論がございました。大蔵大臣の御答弁と自治大臣の御答弁はいへん違つた御答弁だつたといふことが新聞にも報道されてお。ります。これは当然だろうと思ふのです。したがつて、閣議で八月実施といふことはございまして、しかしやはり地方公務員の問題を扱う主管の自治大臣として、交付税率あるいは補助金整理等の問題と同じように、大蔵大臣と見解が違つてあ。りま。う。と私は思ふのです。最後の予算編成のときには内閣として統一した予算案が出るのでありま。しょうが、その過程においては意見が違ふこ。とはむしろ当然である。したがつて、同じような意味で、閣議決定があつたわけでありま。すけれども、しかしここで言明をすることはどうかといふ大臣のお話でありま。すから、それは求めま。せんけれども、何らかの形で地方公務員の立場に立つて御努力をするといふことは、私は自治大臣としてできるのではないかと思ふのですが、その点はいかがでし。ょうか。

○野田国務大臣 ただいまお答へいたしましたとおり、閣議で再確認をして八月実施ということになりました。これはお話しのとおり全体の予算の編成の最後の閣議でございませ。んから、それはいろいろな事情によりましては、給与問題だけではなくて、またその間の操作もあり得ることも、それはあり得るわけでありま。す。ただ私に、努力してそれをやれとおし。やつた場合に、なるべく実現のためにひとつ努力し。ますといふことを申し上げたいのですが、私はあまりは。つたりを言いたくないから申し上げてゐるのですが、つまり閣議でこれを確認したといふ点までできてお。ります。しかし私といたしましては、自分の政治的な感覚、信念からして、やはり完全実施に近いものに一歩でも進めたいといふ考え方はいまでも変わつておりま。せん。したがつてそういう機会がござい。ましたら、自治大臣として地方公務員についてそれは発言をいたしますが、ただ見通しとしてこれがどうかといふことまで突き詰めた質疑でござい。ますと、私もやはり責任がござい。ますから、いいかげんなことをお答へすることはできませんから、先ほどのようなお答へをしたわけでございます。

○吉川委員長 細谷君の関連を許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 大臣、時間的にはたいへん詰まつてお。りますから、一言お聞きたいのですが、今度の公務員給与を八月実施にした理由は、財政上の理由といふことですが、大臣の感覚として、財政上の理由といふのは成り立つ、こういうふうにお。

考えてですか。

○野田国務大臣 財政上の理由でございますが、その財政上の理由というものは、やはり財政当局の財政措置に対する考え方、また給与ばかりじゃございませんが、各省所管の仕事の内容、これらに對しては、必ずしも財政当局の見解と一致しない点が相当あります。そこで、ちょうど給与の關係閣僚會議におきましても相当その問題が出たのでございまして、やはり財政当局としては、本年においてはこれ以上の操作はできないと、しきりにいろいろな弁解をいたしますか説明をいたしておりました。それが、全部の關係閣僚がその財政措置がはたして妥当であるかどうかという点におきましては、私どもは必ずしもそれが全部妥当とは思わない人もあつたと思っておりますが、しかし、その給与關係の財政措置に対する態度というものはどうかという点、他の、つまり財政上の均衡といふ点から、バランスをとるために、どうしても給与と財源としては八月実施する以外にない、こういうのが財政当局の説明でございまして、つまり、全行政の需要にあたる財政のバランスと申しますか、こういう点から財政当局がその主張するのでございまして、財政当局の基本的な財政計画からいたしてやむを得ないだろう、こういうことで一応關係閣僚はこれを納得した次第でございまして。

○細谷委員 大臣のおっしゃったことは、何を言っているかわからないのです。財政上の理由ということは、大臣はそれは理由にならない、こういうふうにお考えをしておられるのかどうかお聞きしますと、次には全体的なバランスのことというところで、財政支出のバランスのことという形で逃げておられます、大臣は一体何を考えているのかかわらないのです。先ほど来ちよつと議論がありましたけれども、千二百億という予備費、やはり公務員給与を予備費から出すというところはおかしいのであつて、本来ならこれは組みかえなければならぬ筋合いのものです。しかし、予備費も大体において六十億程度は余るだろう、こういう

われておる。ですから、いわば一カ月程度はさかのぼることは現在の予算の範囲内でもできるのじゃないか。むしろバランスということでは食管会計等への問題というのがあるでしょう。ところが、大蔵省がおりますけれども、これは税の自然増収というのが三千億前後に達するだろうというところは既定の事実であります。大蔵省がすでに二千七百億程度の自然増収があるというところを認めているわけですね。現に、現在の予算というのは経済成長が一二％という形で組んだのが、事実は一六％になるというわけでありまして、税の弾性値を上げてみましても三千億程度は間違いない自然増収がある、こういうことになっております。税の自然増収、国税において三千億の増収がございまして、大体においてそのうちの二割ないし二割五分、二割といつたとしても大体六百億程度、あるいは二割二、三分としますと六百億程度をこす交付税というものが地方に配られなければならぬ、こういうことになります。そして、人事院勧告どおり完全実施をいたしまして、地方公務員の必要額は千九百五十億程度ある。七百五十億というものはすでに措置しておりますから、あとは三百五十億程度の財源があれば完全実施ができるということになるわけですね。そうしますと、国家公務員についても地方公務員についても、財源上の理由というものは成り立たないのです。バランスというものは何ですか。食管会計にさらに追加しなければならぬということには必ずしもありません。大蔵大臣自体も、米の供出量は八百五十万トン、実際は九百五十万トンをこえて一千万トンに買上げ量はなるだろう、こういうことを言っている。差し引き一トンについて三万円くらいの赤字が出ますから、三百億程度くらいはどうしても追加補正をしなければならぬ、こういうふうに言っております。これは必ずしも至るようではありません。そういうことでありますから、そういうものを含めても財源上の理由というものは、あるいはバランスのことを考えても、大臣、これは理由がないのです。交付税のことは、交

付税で六百億ありますと、大体つりがきます、完全実施しても。その上、国税が大体において三千億伸びたとしますと、地方税というのは大体その四割二、三分くらい伸びますから、大体において一千二百億くらい地方税も伸びてくるわけですから、理由がないのです。それを、いや財政上の理由、それとも納税できないし、バランスのこともあるだろうということになりますと、どうも私が描いておりましたままの大臣の政治家としての行動あるいはイメージ、それがずいぶん違つてきているようですが、大臣になつたために、自主性を失つたのじゃないかと私は思うんです。この点をひとつ大臣、あやふやじゃなくて、すきつとおっしゃつたほうがいいんじゃないでしょうか。

○野田国務大臣 いや、細谷さんの御意思よくわかります。ただ、この自然増が大体三千億という見込みとおっしゃいます。それは、大蔵省もここに来ておられると思ひますけれども、財政当局のそれが二千七百億か三億かと言つたか知りませんが、大蔵大臣はやはり一千億を相当とすだろうというところではございせんから、大蔵大臣の言う一千億を相当とすだろうというのと、いまお話しした三千億が正しいか、私はここで実はわかりません。はっきり申し上げます。いろいろそのばんをはじいてみますと、いろいろ出ましよう。そこで、大蔵大臣としては一千億を相当とすだろうという算定のもとにいろいろ財政上のバランスのことを考へておられるのですが、その点の見込みと申しますか、そういう点も一つある。

それからもう一つは、その自然増のために地方財政に相当回ってくるだろう。それはその多寡によつて変わつてまいります。現にこの八月実施にいたしましたも、御承知のとおり地方財政で七百五十億は用意しております。あとはやはり五十億近く捻出しなければならぬことになつております。しかしいま私も冒頭申しますとおり、これが一カ月延びた場合に地方財政上の措置ができな

いかというところ、これはいろいろな方法によつて措置すべきは当然で、そんなことで逃げるのじゃないと。ただ、先ほど申しますとおり、すでに閣議で確認いたしました。その立場からいたしますと、やはり地方公務員の給与は国に準じてこれを措置することが原則となつておりますので、その意味におきましても——私自身もいろいろ考へ方はありますけれども、少なくとも閣議で決定したものでございまして、本年度はやはり八月にきめる以外にないだろう、こう考へております。

○細谷委員 閣議の決定というのは九月の下旬なのです。九月の下旬のときは法人關係のものが確定してない、こういうふうなことも大蔵省は言っているし、事実そのとおりです。それは認めます。しかし、今日、十二月の中旬、もう後半なんです。もう法人税もはつきり確定しておるのです。新聞でも、所得税なり法人税というのは予算に計上したよりも徴収歩どまりがはるかに上がつておることははつきりしているのです。ですから大臣、いまごろになつて三千億になるのか一千億になるのかかわらないのは、これはやはりとぼけてす。野田大臣らしくないです。これははつきり御存じでしょう。

では、聞いてみましょう。財政当局、大蔵省がおるけれども、国税と地方税は大体どのくらい伸びるとつかんでおるのですか。

○細谷政府委員 私も数字をつかんでおりません。法人についてはいろいろ九月決算といつたようなものが出てまいりまして、国税において相当自然増収があるというところは考えられます。しかし、国はそれ以外に、たとえば所得税でいえば年末のボーナス、これははいぶ出るようでありまして、それがどういふふうにはね返つてくるかというふうなことはちよつとまだ見通しがついていないようであります。したがつて、私も国税の伸びについて承知をいたしております。

○秋吉説明員 財政局長の御答弁のとおりでございます。

○細谷委員 一言。これは逆に言いますと、もう

知つていて知らぬふりというのは国会軽視もはなはだしと申さなければなりません。そんなばかなことではないですよ。そんなことだから、地方財政は裕福になったんというところで、きのう、あなた、参議院の予算委員会で大蔵大臣にかぶせられておられるでしょう。細郷さん、あなたはきのう日本経済新聞に「私の意見」ということで大々的に書いています。あれだけの論文を書く人が、いまごろになつて税金を知らぬなんてとほけるのは、これはけしからぬことです。ほんとうに知らないのなら、あんな意見を書きなさんな。日本経済新聞の第一ページの「私の意見」なんて、あなたは堂々と書いてあつて、私も傾聴に値する意見だと思つて読んだ。そんなことで——私の言っていることがほんとうであることは、皆さんもお認めになつていられると思う。

そこで大臣、大臣でありますから総合予算のワケに縛られてものを申せないかと思つたのですが、少なくとも自治大臣、総合予算主義というのは日本でも取り上げ、西ドイツもやつておるが、これは国民のためにそういう方式がとられるのであつて、総合予算、そのために国民を犠牲にするというところは許されなかつたのです。本末転倒もはなはだし。総合予算主義を守るために食糧制度は破るんだ、人事院勧告は財源的にできないのだけれども、財源を理由にしてやらないんだ、こんなこと、けしからぬことです。総合予算主義というものは、やはり国の財政の安定なり国民のためにあるものであつて、総合予算主義は目的じゃないのです。これは、これに没入しきつちやつていられるのです。ですから、私は多くを申したいのでありますけれども、大臣はそういう人でなく、やはり総合予算主義は何なのか、今日の地方財政というのはどういふ立場にあるのか、そういう中においても公務員の労働基本権というものを奪つた代償としてできておる人事院の勧告そのものは完全に尊重し守つていかなければならぬのだ、こういう観点で検討することが正しい姿勢ではないかと私は思ふのです。大臣になる前の野田

さんに、んなことを言うのは釈迦に説法であつたやうでありますけれども、大臣になつてからどうもことばが少し消極的になつたやうです。ごまかしを始めたやうでありますから、姿勢は変わつてないだらうと思ふのですが、ひとつ警鐘の意味で申し上げて、大臣の最大限の努力を要請しておきたいと思ふのです。

○野田国務大臣 細谷さんが私に政治家として御期待いただくのは非常にありがたく感じますが、私はごまかしの答弁は一切しておりません。たとえ閣議決定と申しますのは九月でございますが、それを新内閣になつて再確認したわけでございますから、やはり閣議決定と同様でございます。それから閣内閣僚会議におきまして、これは本年度に完全実施ということではございませんで、せめて一カ月間くらい考へてはどうかということ、これは内輪のことでございますが、はつきり申し上げておきます。

それから、今後完全実施に対して最善を尽くすというごまかしでございませぬ。私は前にも申しましたとおり、国家公務員にしても地方公務員にしても同じでございますが、いま細谷さんの御指摘のとおり、スト権がない、しかも人事院の裁定によつて給与がきまる、こうなつてまいりますと、やはり国としても地方公共団体といたしまして、まあ地方公務員は国に準ずるのでございまして、少なくとも人事院の勧告は尊重するべきでございますが、少なからず人事院の勧告は尊重するべきでございます。これは当然のことでございます。私は、自治大臣としてはおもひよりでございますが、政治家の一人として完全実施にできるだけの努力を傾けるというごまかしは、はつきりお約束申し上げておきます。

○山口(鶴)委員 ただいま細谷委員から発言のございましたように、私も税の自然増収等を見込みますならば、国家公務員、地方公務員につきましても、本年度において完全実施も可能である。したがひまして、一カ月程度を繰り上げることにについては、よりこれは可能であるとい

ふうに判断をいたしております。閣議におきまして、つい先日九月の閣議決定を再確認された点は、私も非常に遺憾に思つておりますが、しかし、いま大臣御発言のありましたように、責任ある立場で明確にここで約束することはできないけれども、しかし地方公務員を所管する大臣として、努力できる面においては努力をしたいという御熱意は私もわかりますので、その熱意に大いに御期待を申し上げたい、かように考える次第であります。

そこでお尋ねをいたしたいことは、せっかく大臣が人事院勧告に対して非常な理解ある態度をとつておられる。完全実施すべきである、そして明年度においては完全実施のために大いに努力をされるということでありまして、ところが、自治省の内部に、この人事院勧告に対して非常に誤つた見解を持つておる公務員がおられるということ、残念ながら事実であります。前の赤澤自治大臣の際に、この点は議論をいたしたのでありますが、新しい野田大臣にも一応注意を喚起しておく意味でも申し上げたいのであります。次のような論文を書いておられる方がおられるのであります。「不思議なことは、相変らず人事院が八月勧告、五月実施という、我が国のみならず近代憲法をもつすべての国において、予算制度の本質を無視しなければ通常は不可能な勧告を繰り返す。そのことをめぐつて毎年トラブルがあるにもかかわらず、これを改善しようとしないうる態度である。」したがつて人事院はできないやうな勧告を毎年やつていっているやないか、こういう人事院の態度はおかしいというのを書いておられるのであります。

しかも「完全実施できないやうな勧告を出して政府や国会を困らせ、公務員の組合の不満を政府に向けさせ、勧告後は涼しい顔をしていられる人事院は、役者が一枚上」だといふやうなことを書いておられるのであります。しかもこの問題を議論いたしました際、この論文を書きました本人は、国会は、完全実施は誤りである、こういう議決をしてい

るではないかといふやうな——私も国会が一

致して完全実施をすべきである、ただ与党の皆さんにおいては財源の事情もあつて昨年は完全実施できなかった、しかし気持ちとしては、完全実施すべきであるという形で衆参両院とも決議をしてい

る。こういう決議の実態があるにもかかわらず、国会は、人事院勧告は誤りだつた、こういう決定をしたといふやうなことを当地方行政委員会が平然と発言しておられる。こういう事実があるものであります。以前の自治大臣もそうでござい

ましたが、より一そう野田自治大臣は人事院勧告に理解ある態度をとつておられる。しかも、こういう公務員の方が、一方では大臣のそういう御見解と全く違つた、人事院勧告制度に対してけちをつけたり、また国会の議決についても誤つたやうな見解を堂々と発表しておられるということでは困ると思ふのです。こういうことに対しては赤澤自治大臣が、誠意をもつて善処をしたいと当委員会でお答えになつたわけでありまして、内閣改造でおやめになりました。野田自治大臣として、か

ような論文を書いたり発言をするといふやうな者が自治省におられるという場合に、これに対するお考え方といふものをひとつ率直にお聞かせをいたしたいと思ふ次第であります。

○野田国務大臣 いま山口さんのお話、私初めて実はお聞きしたのです。内容はお説みになつたこととわかつております。赤澤前大臣が、内容を詳細に調べて善処すると申したということでございます。私も同様な考えでもつて、内容を少し調べてみたいと思つております。

後に大蔵大臣との折衝も始まるかと思ひますが、その根柢は、いま山本さんのお話のとおり、私自身もそういう見地のもとに折衝したい、こう考へております。

○山本(弥)委員 予算編成期になりますと、地方財政に關連をいたしまして、大蔵省、自治省の地方自治あるいは地方財政に対する認識の違いがよく出てまいるのであります。その背景をいたしまして、大蔵省には財政制度審議会があり、自治省には諮問機関といたしまして地方制度調査会があり、地方財政審議会等があるわけです。期せずしてこの二つの審議会なり調査会は、一方は大蔵省の要請するおりの答申がなされ、一方は自治省の要請する答申がなされまして、意見が全く食い違つておるわけでありまして、私どももこういう意見の食い違いというところは、国の財政あるいは地方財政の調整をはかつていくという意味におきまして意義があるかと思ひます。しかし、いまだにこの問題が依然として大きな食い違いを見せていておるということは非常に残念に思ふのであります。いずれにいたしましても、地方交付税の引き下げをめぐりまして、事務折衝でしようか、あるいはすでに両審議会の答申によりまして、大きな意見の食い違いを見せておるということでありまして、地方交付税につきましても大臣あるいは財政局長はどういう折衝をしておられるか、お聞きしたい。

○野田国務大臣 基本的な考え方は、先ほど申し上げましたとおり、大蔵省の一部その他に、地方交付税のある程度の引き下げという意見もあるというのを聞いておりますが、まだ私に對しては具体的な話は出ておりません。しかし事務的にやっておりますから、その事務的な折衝の経緯について政府委員からお答えいたします。

○細郷政府委員 たゞたび折衝いたしてあります。結局、国庫当局の認識は、昭和四十一年度に地方交付税を二・五%から三・三%に上げたけれども、その年は黒字も出たじゃないか、少しやり過ぎたんじゃないか、俗なことでたいへん失礼

でございますが、そういう基本的な認識があるのではないかと思ひます。それからもう一つは、国庫の一般会計予算を毎年組んでいく上において、交付税は義務費でございますから、国税全体の自然増の中で占める割合が實際問題として非常に高いわけでありまして、それで、このままでいいものでは将来交付税問題でしよつちやう予算の編成がぎすぎすするのではなからうか、そういう点から、交付税率を下げなければいかぬというような話が出ております。私どもはこれに對しては、たびたびここで申し上げておりますような態度でありまして、やはり国と地方の間は、仕事も分け合つていくかわりに財源も分け合つていく。その中でそれぞれ責任をもつてやるといふところに國も存立の意義があるし、地方団体も自主的な立場があるんだから、一年間ちよつと調子がよかつたからというやうなことでやるのは制度の基本を誤るのじやないかというやうな考え方、私のほうはこれは断つておるわけでありまして、

○山本(弥)委員 大体食い違つております率、たとえばいろいろ伝えられておるところによりますと、三・三%を三・〇%にしようというお話がございますけれども、二%の食い違いということになりますと、どのくらい額になりますか。

○細郷政府委員 かなりいま申し上げたやうな基本的な考えの違ひがございますので、なかなかどれくらいの率とか金額の話は実にはならないのでございまして。しかしこの前四十一年に上げた二・五%ということになりますと来年は約千億でございます。二・五引き下げるといふことは千億引き下げ、こういうことになります。

もう一つ、私ども折衝の間に感じますことは、交付税の伸び率をせいぜい二割程度にしたいといふことと、交付税が一兆一千億ですから、二割の伸びということとは二千二百億になります。来年はまだ税収が確定しておりませんが、おそろくことしに對して二千八百億くらいになると思ふのです。そうすると二割で押さへるとすると、飛び出た分の六百億あ

るいはその余り、その辺のところを何とかできないだらうかというやうな感じ、それは逆にいえばちよつと一・五%ないし二%くらい、こういうふうな感じを私は受けておりますが、先ほど申し上げましたように、基本的な考え方でもまだ対立をいたしましたことでもあります。

○山本(弥)委員 昨年、ことしの四十三年度の地方財政計画を審議いたしました際の赤澤自治大臣の説明があつたわけでありまして、その際赤澤自治大臣は、国と同一の基調により行政経費使用の重点化に徹して行政の運営を行なうといふやうな、いわば国と同一基調に立つという考え方に立ちまして、非常に複雑な交付税についての措置をなさつたわけでありまして、これは大臣も御存じだと思ふけれども、法定額から四百五十億円の減額して、そして三カ年にこれを百五十億円ずつ返して、あるいは起債の償還を二百五十億繰り上げ償還をいたしまして、さらに預金部資金から二百五十億借り、さらに特別事業債にかかわる元利償還の財源として九十億円の交付を受ける、こういう非常に複雑な操作をいたしたわけでありまして、私どもこれを審議するにあたりまして、将来にわたつて交付税といふものは地方公共団体の固有の財源として、こういう操作をすべきではない、おそろく交付税といふものはこういうことによりまして、地方財政が好転をしていくという新しい口実を与えることによつて将来の根を残す、いわば苦しい地方財政が国の財政との関連において将来ますます苦境に立つやうな新しい局面を迎えるのであるから、これに對して反対をしたわけでありまして、その約束が、次年度においてたやすく、今度は大幅に交付税を減額するといふやうな体制に自治省は迫り込まれておるわけでありまして、私どもの主張いたしましたことは、いずれはこういう体制に迫り込まれることを懸念いたしましたわけでありまして、

金が、昨年の約束を無視されて、さらに自治省の主張しておられる、また細郷さんもいろいろな機会に書いておられるわけでありまして、固有財源だとかいふやうな主張をなさつておられるようでありまして、そういうふうな追ひ込まれる素地がすでに昨年できたといふことで私どもは心配しておつたわけでありまして、これらについて今後どういふ折衝をなさろうとしておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○細郷政府委員 昨年は、地方財政問題の際に大きくいつて三つの問題があつたと思ひます。一つは、例の出世払いを返せという問題です。第二は特別事業債の将来の財源をどうするか、第三は超過負担をどうするか、こういう三つの問題があつたわけでございます。そこで、その際私どもは、出世払いというやうなことは、とてもそういう状態の地方財政でないやうなことは、とてもそういうことで断つたわけでございます。しかしながら最後に、國の財政が非常に苦しい、しかも國際環境も、御承知のように昨年のいまごろは非常に激動であつた。ことし四十三年度の經濟情勢を見通すこともなかなかむずかしいといふやうな状況にございまして、それで最後に、政治的な解決によつて四百五十億の繰り延べ交付という形をとつたわけでございます。それが百五十億、百五十億ということでありまして、それから特別事業債、超過負担等については、もうたびたびお答えしたとおり昨年の折衝において方向を解決をした、こういうわけでございます。そこで今度どうするか、私どもも実は昨年あつた措置をとつたことについて、将来これが悪い例にならないだらうかといふ心配も実は内心ないではなかつた。しかし先ほど申し上げたやうに、昨年はそういう内外のきびしい情勢と、最後における國と地方の財政の調整といったやうな高度の政治判断であつたことが行なわれたわけでありまして、今回、いま折衝しておりますことは、あつたやうな昨年のやうな措置はもう昨年限りである、来年はもうやらない。もつと筋の通つた行き方ではないか。昨年は

御承知のように、予算の編成の最後まで実は十分なる対話が行なわれませんでした。いろいろございまして、なかなか真髓に触れた対話ができませんでした。最後のどたんばになったものですから、時間切れでそういうふうになったわけですね。これは比較的早くから対話をいたしておりましたので、私はやはり筋の通った主張をしていくべきではなからうか、かような態度をとつてきております。

○山本(弥)委員 金額以前の問題として、ただいまもお話しになりましたように、筋の通った折衝によつて地方財政にいわせをしないような予算編成をしたいというお気持ちで、私も非常に安心をするわけでありまして、いろいろ細部さんのお書きになったことは一般に地方公共団体も読んで知つておられると思いますが、折衝する決意なりあるいはあなたのお考えの筋、大蔵省を納得させる筋をひとつお聞かせ願ひたいと思います。

○細郷政府委員 先生も地方自治に携つておられますので、よく御存じのことではないへん恐縮なんです。国と地方の間は普通の予算官庁のようには、これだけ仕事をやるからこれだけ財源をよこせというふうなものでないのか。それぞれ同じ国民の税金を徴収して行政事務を分けているんだから、それぞれそのきめられた分野において自分たちの中で自治的な運営をすべきなんじゃないか。そういうきめられたものについてはやはりその線を守つていかないと、国と自治体との両輪関係もくずれてしまふのではないのか。區別するということは離れるようではあります。実態的にはそれが両輪関係を保持して道ではないか、こういうふうな基本の考えであります。

○山本(弥)委員 事務的に折衝の過程です。お話しにくいというふうにも感じますけれども、事務的に話さなければならぬ、非常に抽象的なお話でありますけれども、あなたの書いたものを見ますと、きわめて地方公共団体を納得させ、われわれ今日、地方自治を推進しなければならぬと考へております者にとりまして、明快な理論を

展開しておられると思うのです。たとえば交付税は固有の財源であるとか、今日地方公共団体は非常に行政需要が山積して、国との行政の比率からいつても非常に立ちおくれである、さらには地方財政は国の景気調整にはなじまないというふうな、大体三本ぐらゐの柱でいろいろ書いておられますので、その線で折衝しておられると思ひますが、いかがでございましょうか。

○細郷政府委員 おつしやるとおり、その考えでやつております。

○山本(弥)委員 この点に關しまして、いまの自治省の要請に対して大蔵省の政務次官はどういうお考えを持っておられますか。

○上村政府委員 地方交付税の關係でございするが、基本的な考え方につきましては多少考え方に違ひがあるかと思ひます。と申しますのは、大蔵省としましては、地方交付税というものは地方財政に對してのいわば平衡交付金のやうな關係、その他財源不足、そういうやうなものについて調整をしていくやうなもの、その考え方、地方の財政状態が豊かになつてしまつては、その率その他にきまつて勘案しながらやつていくべきものではないかという考え方があるわけでございます。それで、実は私はこの地方財政が、日本全体もそうでございますが、社会資本がまだきわめて充実しておりませんから、これは決して地方財政それ自身充実したとかどうかというふうには考へておりません。が、その割合からいいますれば、現時点におきましては、国の財政の狀態のほうが地方よりも要するに充実してない、そういうやうな点を踏まえていろいろと自治省のほうと折衝しておるかと思ひます。

しかし、この予算編成の過程におきまして、この問題は非常に重要な問題でございするから、地方の財政というものがいろいろな社会資本の充実というものの、あるいはいろいろな仕事を今後やつていかなくちやならぬ財政需要というものも相当増大していく、こういうことも勘案しなければ

なりません。また、国の全体の立場からいまして、景気調整その他いろいろな点からも考へて、財政の硬直化というやうなものを防いでいかなければならぬというやうな、いまいろいろな考え方をもちながら慎重に検討しておる、こういうふうな実情であるわけでございます。

○山本(弥)委員 交付税というのは、そういう昔の交付金式の、国の財政で左右できるものであるという考え方は、私はお捨て願ひたいと思ひます。ありまして、もとより地方公共団体の自主財源を強化するということは多年の要望であるわけですが、しかし、今日地方公共団体の実態を御存じないことではないと思ひます。府県、市町村合算して三千有余の地方公共団体ですが、今日ほど地方公共団体が激動しておる時代はないわけなんです。そこで政務次官に議論を申し上げるわけじゃありませんけれども、これは国の経済政策、これによつて公共団体が激動していることは否めない事実であります。今日大都市がいかんにか窮乏化して、大都市の比較的財政が豊かで交付税の對象にならない団体が相当ありまして、そして交付税は自主財源でどうにもならない団体に交付するというのが本来の筋だと私は考へておるわけなんです。今日、自主財源の強化ということをいまだ検討しなかつた国の責任において、ほとんど

の団体が交付団体になつていくことは、交付税が明らかにもう財源になつていくわけなんです。大都市の困窮ばかりじゃありません、地方の市町村の困窮もよくおわかりであるし、自主財源では給与費もまかない得ないという村や町が出ておることは御承知のとおりであります。東京の周辺の町が、人口が一世帯ふえることによりまして相当の経費を投じて、必要な最小限度の施設を整備することに困窮しておることも明らか事実であります。かつての産炭地がエネルギーの転換によりまして窮乏化した。そういう自治体の問題の解決も十分ついていない。それぞれ異なる地方団体の財政需要は非常に複雑であり、困窮しているわけで

あります。全国各市町村は、例をあげれば数限りなく、大蔵省が考へておられるやうな実態にはないと思ひます。

私の県の一例を申し上げれば、今日国の政策としては公害問題も完全に解決をつけておりません。これはみんな地方公共団体の悩みでございする。通産省は厚生省との意見の対立があり、公害に対する国の政策自体も一定の方向がないじゃありませんか。しかも公害対策はある程度まで進みますと、石油の回収硫酸ということが進みまして、私のほうに松尾村という人口一万の村がございまして、そこに東洋一の松尾鉱山というのがあります。これは硫酸を約四〇〇近く生産をいたしております。そして過去、通産省の指導によりまして国際価格にさや寄せする合理化を推進してまいつたわけでありまして、それが回収硫酸との関連において、この三カ月余りは資金は半分しかもらつてない。越冬資金は回答ゼロ。この従業員は関連業者、家族を含めまして四千五百、約半数でございまして、これがその日に困る。これに依存しております村は、固定資産税も滞納になる。住民税も滞納になる。これは非常なる影響を受けるわけなんです。そういう地域の住民が年の瀬が越せないという困窮。公共団体もこれに伴つて村づくりを将来どう考へていくか。これに對して、指導しておる国の通産省は、そういうものに対してまだ対策を出していないというのが現状であります。

これは極端な一例を申し上げたのでありますけれども、多種多様な地方公共団体が、総体において黒字になつたとか、あるいは起債の残高が少くないとか、あるいは一部の首長が給与の値上げをするとか、あるいはいはりっぱな庁舎を建てるとか、それはそれなりに公共団体としては苦心を払つておると思ひます。三千有余のさまざまな公共団体が多様な行政需要に應じ切れないう。しかも一方では、昨年、本年度もそうでありまして、国と同じやうな合理化をやつたじゃありませんか。合理化については、国と協力をして合理化をやつておる。赤字を出さないということ

あります。全国各市町村は、例をあげれば数限りなく、大蔵省が考へておられるやうな実態にはないと思ひます。

は、強力な自治省の指導によりまして住民を犠牲にして黒字を出してある。これはいろいろさまでありますので、非常に苦しんである公共団体等、多様であります。これに對して私は、交付税は場合によつてはこれを減らすことも可能だといふような考え方は、これはとるべきではない。まして昨年、このうきめのかまかい、しかも二百五十億円の貸付金は国で持つてあげますよといふような、子供にあめ玉をあげるようなきめのこまかい折衝をやつながら、もう一つの点はあつて申し上げますが、超過負担の三カ年解消といふような、公共団体のことを考えた自治省、大蔵省の調査に基づく初年度が四十三年度であつたわけでありまして、そういう問題は全く無視して、本年度の交付税のやり方から尾を引いて、交付税は交付金といふような考え方は、これは大蔵省としては全く国の財政を考え、いわば国民の生活環境の整備といふことを無視した考え方である、こうと思つて、これはあくまで交付税は固有の財源であるといふ考え方に立つてお考え直しをお願いしたいと思つております。

○上村政府委員 いま山本委員のおつしやつたことにつきまして、事実関係はそのとおりであらうと思つておりますが、いろいろなもの考え方といふものにつきては、そこに相違があるといふことは確かでございます。

なお「昭和四十四年度における地方財政対策についての報告」といふものが財政制度審議会から出されておりました、その中に「最近における、地方の財政状況、フィスカル・ポリシーの必要性等を勘案し、交付税率の修正、年度間の財源調整等を含む現行地方交付税制度について所要の措置を行なうこと」といふような中間答申もあるわけですが、もちろん、これがあるからといふわけでも、このうきめのかまかいといふわけでもありませんが、とにかくいろいろ意見の答申を受けておられますし、いろいろと踏んまえていまして慎重に検討をして、こゝろでございまして。

○山本(弥)委員 先ほど申し上げたのですけれども、

でも、答申があるといふことでありますが、いまのような国と地方とがどうあるべきかといふことをほんとうに考えた検討といふことではなくて、大蔵省の考えをそんなくをして答申をする、そういうような審議会のあり方自体、今日整理をしなければならぬ審議会がたゞさんあるわけですが、ほんとうに審議会が国の財政、地方行政、これらを統合してほんとうに相協力し、それぞれの立場を尊重するといふことによつて国の繁栄をはかるといふたてまえ、これらが極端な言い方でございますけれども、どうも御用的な審議会になつておることを非常に遺憾に思つております。現実には、いま申し上げましたように、地方公共団体の実態はさまざまでありまして、今日ほどゆれ動いておるところはない。地方公共団体一般を含めて、国の財政との間に比較をするといふ実態に公共団体はないわけでありまして、現に地方公共団体の中には住民税あるいは固定資産税、その他におきまして超過課税をしておるところがたゞさんある。むしろ私どもはこゝろの解消こそ早くはかるべきであるといふふうに考へておるわけでありまして、そういう苦しい実態を続けておるわけでありまして、四年間も八年間もぎりぎりまで超過課税をしておられます、どういふ地方の村、町あるいは市におきまして、それは非常な負担過重になつておられます。そういう実態は直さなければならぬのだけれども、背に腹はかえられないで、そういう超過課税をしながら、最小限度の行政需要すら達し得ない実態にある町村が多くなつておる。しかも、今後これらの傾向は、いま論議されておりますいわば過密過疎の問題として大きく浮かび上がつてきておる、その実態に立つての大蔵省の考え方は非常に私は残念だと思つて、ことに交付税の切り下げと関連いたしまして補助金の合理化も進めておられるようでありまして、これはどういふことになつておりましたか。大体どの程度のものを対象にし、どのくらい金額を減らそうとしておられますか。

○秋吉説明員 先ほどいろいろ質問がございまして、

たが、補助金の整理につきましては、これはかねてからなるべく補助金は整理、合理化すべきだといふ各界の御意見もございまして、特に地方行政サイドからそういう意見がこれまであつたことは御指摘のとおりでございます、どうしても財政資金の効率性を高めるといふ面からいたしまして、まず零細補助金の整理をつかまえております。それから職員設置費補助金でございますが、これもひとつ今回は見直しをしたいという気持ちでおります。

その他、高率な補助につきましても、あるいはたとえて申しますと教科書の問題につきましても、従来の経費負担等の制度からいって、地方の半額負担の問題等もあるのじゃないかといふようなことをいま検討しておる段階でございます。

○山本(弥)委員 職員設置費補助はどうかのが対象になつておりましたか。

○秋吉説明員 地方公共団体の職員設置費補助金につきましては、私どもは現在すべてを対象にして検討いたしております。

○山本(弥)委員 そういたしますと、保健所の職員あるいは保育所の職員、農業改良普及員等もそれに含まれておりましたか。

○秋吉説明員 そのとおりでございます。

○山本(弥)委員 昨年補助金の超過負担として、保健所の職員の問題あるいは農業改良普及員、いま大蔵省がお考えになつておられますものに對して、地方公共団体の強い要望によりましてこの超過負担を解消する、私も本会議でどこかで質問をいたしました、三カ年で必ず解消をいたしませんというところではなかつたのでしたか。

○秋吉説明員 職員設置費補助金につきましては、かねてからいろいろ議論のあるところでございまして、三十八年の十二月でございまして、補助金等合理化審議会というところで補助金の問題についていろいろ検討、御審議を願つたわけでございますが、その答申の中におきまして、地方交付税の財政需要の算定になじむような、たとえば

職員設置費補助金のごとき補助金は地方の一般財源で処理するのが適當であるといふ答申もいたしておるわけでございますし、それから臨時行政調査会の改革意見におきまして、補助金等合理化審議会の答申を全面的に支持しておられるわけでございます。この問題は、一つはやはり職員設置費補助金は、御案内のように補助主体が地方公務員でございます。のみならず地方の事務に同化しておるわけでございます。等々から考へまして、従来の各界の御意見等もございまして、答申もございまして、その線に沿ひまして、地方の一般財源で処理するほうが適當である、こゝろの考え方、検討しておるわけでございます。

○山本(弥)委員 いまの対象になつております金額はどのくらいになりましたか。

○秋吉説明員 職員設置費補助金は、昭和四十三年度ベースの数字で申し上げますと、職員数で約七万人でございます。金額で、これは四十三年度の補助金の金額でございますが、約二百億に達したと思つております。

○山本(弥)委員 そのほかにございせんか、補助金の整理に對してお考えになつておるの。

○秋吉説明員 保育所の補助金につきましても十分の八の補助を二分の一に切り下げたらどうだといふことも考へております。それから地方債の元利補給金についてもこの際見直す必要があるのじゃないか、このように考へております。

○山本(弥)委員 北海道や後進開発地域のかさ上げといふことは、補助率のかさ上げ等をお考えになつておられますか。

○秋吉説明員 そういつた地域立法のかさ上げにつきましては、御案内のように、現在いろいろ全国各地に網の目をめぐらしたような形になつておりまして、現在企画庁において新全国総合開発計画が進められておる段階でございます。そういう意味合いからいたしまして、この問題は基本的に見直すべきであるといふ私どもの考え方でございます。

第一類第二号 地方行政委員会議録第一号 昭和四十三年十二月十七日

それから、同時に、北海道等の御指摘がございましたが、これは御承知のように十分の十という全く地元負担のない補助体系が間々あるわけでございます。そういった問題を勘案いたしまして、これについても検討を進める、こういう考え方でございます。

○山本(弥)委員 検討を進めておられる金額はどのくらいになりますか。

○秋吉説明員 それはまだいまいこで申し上げるのは差し控えていただきます。と思います。

○山本(弥)委員 私は、大蔵省の行政は、いまお伺いしますと、昨年は超過負担について三カ年計画です。三カ年計画で超過負担を解消するという一つの方針を打ち出しておる。ところが、次年度にはこれを削減した後は減額するというような方針が突如として打ち出されてくる。これは地方公共団体に対する大きな不信行為じゃありませんか。政務次官、どうお考えになりますか。

○上村政府委員 ごもっともな御意見だと思っております。それでございしますが、いろいろ意見も出ておりますし、いろいろと政府全体の方針も出ておりますし、それから各種の答申もございまして、鋭意検討をしておるというわけでございます。

○山本(弥)委員 大蔵省がよくその方針を変更して、私どもも、この補助金につきまして、地方公共団体が地方公共団体の事務を進めていきます上に、いわばひもつき行政ということにならないようにしたいというところは、これは地方公共団体の希望するところだと思えます。しかし、いま問題にされておる保健所のごときは、今日保健行政の第一線の機関であり、その設置も義務づけられておる。しかも医療行政と関連いたしまして重要な保健所なわけです。医療費は毎年二割ずつ増高しておりますが、これも根本的な改正というのがある。来年は七月か八月ごろには実施をしなければならぬと思うのであります。おそれる地方公共団体に大きくしわ寄せになると私は思っております。

また、地域住民の負担にかかってくると思うのであります。そのためにも援助は強化する。国もいままです。そのために援助は強化する。国もあるいは今後総合農政をやります農業改良普及員、これらはともとも国と地方公共団体が共同の事業として推進してきたわけでありまして、これらを、零細補助金の合理化ということが国として話にのぼっておるにしても、大蔵省の予算査定の上で、不信行為である、かように私は考えます。しかも、補助金を何とかして地方公共団体を押さえておこう。先ほど、交付税で減額するおそれのあるという千億から六百億、これと関連いたしまして、補助金もそれに似たような金額で、いわば二者択一的に大蔵省が打ち出しているような感じがすると思えます。(きらいじゃないよ。と呼ぶ者あり)事実かもしれません。そういう作戦かもしれない。今日の地方公共団体は、そういう重要な補助金、将来整理されるにしても、それは自主財源、あるいは交付税のそれこそ率の引き上げというふうなことで解決しなければならぬと思っております。おそれる財源といいたしたら二七、八割を占めていると思っております。根本的な解決をお考えにならないで、予算の査定の上で強引にこの問題を解決しようというところに、私どもは、地方公共団体にも不安を感じていると思えます。これはぜひ自治省側の要請といえます。実態を十分聞き願って、早い話が、予算編成において地方財政の問題はもう直ちに切り離す。交付税の問題に触れない、そういう必要な補助金も触れないという体制をとるべきだ、こう考えます。政務次官も大蔵大臣を補佐して今後おやりになるわけでしょうが、私は英断が必要だと思えます。フィスカルポリシーといましても、ことしの景気調整はどうでしたか。引き締め基調でも、設備投資はどんどん上がっております。また国民総生産も予想以上に上がっております。その際には、中小

企業は倒れて地方公共団体にしわ寄せが来ておる。そういう国の財政措置です。フィスカルポリシーである程度の効果はあるにしても、十分な効果を発揮することには私はきわめて疑念を持っております。それを、地方公共団体のいわば環境を整備するという差し迫るの仕事にまでこれを適用するという考え方は、どうも景気調整に名をかりて地方公共団体から財源を吸い上げるといふふうには私どもも了解できないのです。お考えになる考えはありますか。

○上村政府委員 貴重な御意見だと思っております。それから、別段どうというわけではありませんが、しかし、そうでない考え方も、先ほど申し上げるように審議会の中間答申にも出ておりますし、大蔵の内部におきましても、先ほど私が申し上げましたような意見が強く出ておるわけでありまして、しかし、大きな問題でございまして、これは予算編成の過程におきましていろいろと話し合いを進めるべきであらう、こう思っております。

○山本(弥)委員 まだ事務的折衝の段階というふうな受け取るわけでありませんが、大臣、就任後最も重要な問題として、この問題を地方公共団体の自治を強化し、地域住民のためをはかるという意味で、交付税率の引き下げも、必要な補助金の打ち切りあるいは減額等につきましても、全力を尽くしていただきたいと思います。

○野田国務大臣 先ほどからしばしば申し上げますとおり、私も大体において山本さんと同じ意見を持っております。ことに、地方交付税に対する認識といえます。大蔵省側の考え方といえます。その点は遺憾ながら大蔵当局と私どもも見解を異にいたしております。零細補助金につきましても、総合的な補助金政策ともからみまして、いまおあげになった一々のことは別といたしまして、あまり零細なものとはひとつ整理したいという感じが、そして地方財政の自主性を固めるために、地方で引き受けられるものは引き受けてよろしいという考え方は自治省も持っております。しかし、個々につきましても、重要な、たとえば先ほどお示しになったような点があがっております。ことに後進地域のさ上げの問題につきましても、これらは非常に必要なものでございまして、これにつきましてもは大体山本さんと同じ意見を持っておりますので、その心がまえのものとひとつ政治的な折衝をいたしたいと思っております。

○山本(弥)委員 こまかい問題になります。来年度の都市の財源につきましてもは自治省ではどういふふうにお考えになっておられますか。

○松島政府委員 都市の財源の問題につきましても、この前の国会で附帯決議をいただいております。緯もございまして、目下税制調査会にもはかり、鋭意検討中でございます。

○山本(弥)委員 具体的にお考えになっておると思えますが、いずれまたそのうちにお聞きしたいと思っております。

なお、公営企業につきましてもは非常に骨折りを願うというふうなお話を聞いておりますが、来年度予算で公営企業に對しましてどういふふうな予算を要求し、その見直しはどうなっておるか、財政局長からお聞きしたい。

○細郷政府委員 一つは地下鉄についての、地下鉄の建設費のうちトンネル部分について国で三分の二の負担をする、街路並みの負担をしてほしいという点、それから、そのほか、こまかいことは省略をいたしますが、公営企業の資金の金利を引き下げる、またその償還期限を耐用年数に合うように伸ばすというふうなことが柱となっております。

○山本(弥)委員 見直しはいいがございしますか。

○細郷政府委員 地下鉄につきましても、現在一〇・五割の国の補助がございします。私どもはこの補助のあることはもちろんけつこうなことだと思っておりますが、この補助の考え方は、基本的に非常に経済性に重きを置いた考え方ではないか。やはり地下鉄事業の現在都市交通に果たしております

公共性ということも加味すべきだということから、先ほど申し上げたような要求をいたしておるわけでございます。なかなか難航でございます。率直に申し上げます、主管の運輸当局を差しおいて私のほうが予算要求をしておるといったような役人同士の感じもございまして、なかなかむずかしい問題であらうと思っております。

金利の引き下げ、償還条件の延伸につきましては、非常にこまかいものをたくさん入れておりますので、できるだけ私も今後骨を折って重点的にやってみよう、こう思っております。

○山本(弥)委員 いろいろ難航していることが多くありますが、私は冒頭申し上げましたように、地方公共団体の財政の好転ということが非常に喧伝せられて、国民に、公共団体の窮状というものが政府当局に認識をされていまいというもどかしさがあると思っております。来年度予算の編成は、地方公共団体に与りましては新しい局面を迎えておる、しかも重大な局面だと私は理解をするわけであります。大臣の強力なる折衝といえますか、お願いをいたしまして、お約束の時間でもありますので、これで打ち切りといたします。

○古川委員 細谷治嘉君。

○細谷委員 私には地方公営企業一点にしぼってしばらく質問をしたいと思っております。

そこで、まず大臣にお尋ねいたしたいのであります。けさの大臣のごあいさつの中に、地方公営企業の経営基盤の強化にその施策の重点を置く必要があると考える、こういふふうにおっしゃっております。少し具体的に、経営基盤の強化というのはいく何を指しておるのか、これをお尋ねしたいと思っております。

○野田国務大臣 地方公営企業のことになっておる使命というものは、申し上げるまでもなく非常に大きなものがあるのです。ところが、公営企業の実態を見てみますと、非常に財政上苦しい。四十二年の赤字を見ましても三百七十億くらい出ております。特にこれは大都市の交通が非常に悪いようであります。しかも公営企業の資金と申しま

すか、これが、先ほど財政局長からちよつと御説明いたしましたように、つまり企業でございすから、できるならば独立採算制でいくという、企業としてはそういう考えをしますけれども、これはなかなか望んでもできない実態です。そこで、しかしもう一つは、公営企業は非常に立ちおられておりますから、これを促進しなければならぬ。いろいろな理由によつて、この企業の実態からして、まず苦しんでおる資金面を何とか緩和するといひますか、確保はできなくとも、緩和するくらいのことまでいかなければいかぬ。それには公営企業金融公庫の金利などは高い。しかも政府の出資なんかはわずかなのです。いまごろ三十億くらいの金を入れて、これが公営企業金融公庫なんというのには私はおかしいと思つております。そういう意味において、しかも金利が高い。少なくとも公共性を持つておる企業に七分何厘なんという、また安くて六分何厘、七分前後の金利だ。これも私は間違つておる、こういう考え方に――財政当局はどういう意味において公共性をどこまで尊重しておるかと言いたくなる。私は自治大臣になつたから言うのではあります。ほんとうに日本の国民生活から考えまして、しかも非常に交通が都市で困つておるから、いま財政局長が言つたように、地下鉄をつくると、それだつて全く財源に非常に困つておる。かれこれ各地のいろいろなことがあります。これは細谷さん、私もあなたをよく知つておられるから説明しません。私どもの気持ちから申し上げると、そういう意味から公営企業の基盤というものを何とかこどもつてひとつ直してやらなければいけない、こういう考えを持つたからそういうごあいさつを申し上げたのです。

○細谷委員 地方公営企業の経営基盤の強化ということについて、私はいま大臣の答弁をお聞きして、率直に申し上げますと、大臣になられてあまり時間がたちませんから、公営企業の内容についてはあまり御存じないんじゃないか、こう思つておつたのですけれども、さすがに政治家、困難な

地方公営企業の問題のつぼだけはびしゃつといふ私の質問に対する答弁の中に出てまいつたわけですから、

そこで、いまの大臣の答弁にもありました、しかも公営企業問題に關して、自治省は来年度一つの重点として企業債の質の改善といふことをねらつております。せんだつての全国水道協会の大いにおいても、あなたのかかりに出た佐々木参事官も、それでだいたいPRしておつた。どういふことをねらつていらつしやるのですか。具体的にお尋ねします。

○細谷政府委員 御承知のように、外部資金、特に企業債で仕事をいたしております。その仕事の量を確保すると同時に質をよくしたい。具体的に金利を引き下げ、借入れの条件を緩和する、こういうふうなことを考えております。

○細谷委員 企業債の量を確保する、質の改善をはかる、こういうこととございしますが、具体的にいま大臣のおことばの中に、利子を下げなければいかぬ、こうおっしゃつておられますが、この間の水道協会の大会の決議は、政策利子として幾らを要求されておられますか。

○細谷政府委員 水道協会の大会は、たしか五分の金利にせよといふように聞いております。

○細谷委員 たしかじゃないです。自信を持つて、五分を要求している、その答えればいいのです。五分なんです。いまの資金コストは幾らかかつていますか。

○細谷政府委員 いろいろな資金を入れておりますから、平均して六分九厘前後でございす。

○細谷委員 六分九厘五毛四糸ですね。大臣、これは高いでしよ。七分ですね。今度は幾らにするつもりですか。

○細谷政府委員 まず公営公庫の金利は、一般金利を五厘引き下げたい、それから特別金利は、上下水道は現在三厘下がつておりますから、そのままだいけば六分五厘になる、こういうことでございす。それからもう一つは、これは運用の問題になります。資金のかみ合わせについて団体の

規模を考慮していききたい、現在も相当やつておるつもりでございすが、もう少し進めてやつてまいりたい、こういう気持ちを持っております。

○細谷委員 それではお尋ねしますが、四十三年度の――地方債全体は開きません、企業債において、六分五厘をこえておるもの、いわゆる政府資金は六分五厘ですね。六分五厘をこえておる金額と、六分五厘との比率はどうなつておりますか。

○細谷政府委員 四十三年度の計画で申し上げますと、公営企業全体で六分五厘の政府資金の構成比率で四七・四％、国庫資金が一八・四％、市場公募資金が一四・六％、繰越資金が一九・六％、こういう資金配分になつております。四十三年度の金利区分は、ちよつといふ手元に持つておりませんが、四十二年度の企業債現在高の利率別を見ますと、六分五厘以下というのが約半分、五〇・九％、それ以上が残りの部分であるわけでありすが、その中で特に多いのが七分三厘の三五・八％、こういうことです。

○細谷委員 四十四年度の地方債計画と、その中の地方公営企業関係の企業債、それらは質の改善に重点を置くといふのですが、政府資金六分五厘の比率をどこまで上げようとしておるのですか。

○細谷政府委員 事業の種類によりまして資金の区分を変えておりますので、全体で申し上げると、公営企業全体を通じて政府資金が六千七百十七億、公募資金が三千三十九億、こういう割合でございす。

○細谷委員 大体半々といつておるのを、上下水道で大体六三％程度、下水道入割程度、工水道が半分ですか、そういうふうには政府資金を上げようとしておるわけではしよ。そうしますと利子が五厘下がりますか。

○細谷政府委員 全体では五厘は下げられませんが、先ほど申し上げましたのは公庫資金について金利を引き下げたいといふことでございすので、あとは先ほど申し上げたように事業の規模の大小等を考慮して資金のシェアを変えようを志してまいりたい、こういうことでございす。

第二は、いわゆる独立採算制が望ましい。私は原則はいまの主計官と同じでございます。私もそう思う。しかしそれができないのです。できないところにこの問題の取り上げ方があるのです。だから、どこの人がどう長期見通しと言ったか知りません。私はそれはおかしいと思う。それができれば楽なんです。受益者負担さへどんどん増していってやれば、それはすぐ独立採算制でパーはしないかも知れぬけれども、非常に財政計画は楽なんです。それは国家の要請からして、それが物価に影響するとか、地域住民の負担を重くするとかいろいろ出てくるのですから、こういう問題の取り扱い方について政府全体の総合的な計画性というものが欠けているんじゃないかという気が、これは私はどの役所が悪いというのじゃありませんが、ひしひしとあなたの御意見で感ずる。

そこで、ある意味からいえば、そういうのは別にこの問題一つ取り上げて申し上げるのじゃありませんが、今日ほんとうに私は役所に入ってみて、別に勉強もしていませんが、私、聞いています、公営企業というものをどう政府が考えているか非常に疑問に思っているのです。だから、いまお話し金の問題、私は一番に感じましたのは、いまごろ公共性を持っている事業に七分とか八分とかいうような金利をつけておいて平然としておるといふところに非常に疑問を実は私も持っているのです。だから、いまの六分五厘、これは私は大体妥当な額と思っておりますが、しかし事務当局はどういう折衝をいたしておりますか、また、これらについては私がそうやるのかやう心がかまえて、今後予算編成その他について当たりたかと思っておりますが、いま事務的にどういう折衝をしているのか。また、いまおっしゃった出資の問題にいたしても、まさか大蔵省が公営企業金融公庫をつぶそうとは毛頭考えてないと思えますけれども、実は大体スタートを切るときから私はおかしいと思うのです。これはお話し

とおり公営企業金融公庫という以上は、もう少しねらいどころがあったらと思うんですが、こんなものは三十億か二十億、別にまた機関をつくったほうがいいと思うんですが、こんなことで公営企業金融公庫でございまして、これを活用するといふたつて——いま日本が世界で三番目の生産国になって高度経済成長のときに、このくらの金持ってきて公営企業金融公庫……、私が言うのはこのスタートに疑問を持っています。どういふ意味でこれに賛成してつくっておるか、私はそう思っているのです。つくるといふに持つていくようにつくったほうがいいと思えます。これは過去のことだから、いま過去にだれがやったかということは私は申しません。だから、いまあなたのお話のとおり、金利の問題は特に重視しております。資金は公営企業金融公庫ばかりたよるのじゃありませんから、これはいろいろな資金がございまして、金利は少なくともいまお話しのような金利まで持つていくというのが望ましいし、ぜひそれを実現したい。しかし、いま事務折衝の段階でございまして、私はそういたしますという明言はできませんが、私の心がまえは全く細谷さんと同じ考えを持つております。

○細谷委員 大体、水道協会等は、大会で五分と政策金利でいけ、こう言っております。しかし、そこまでいへば、これは無理なので、六分五厘、具体的にいへば、公営企業は重要なんですから、政府資金一〇〇%出してやれば六分五厘でいくわけですか。ですから、何も公営企業金融公庫の出資、これはばかしておきますけれども、資本金の問題じゃなくて全額——半分じゃなくて、あるいは六〇%じゃなくて、一〇〇%政府資金で六分五厘でやれば、これは非常に利子が安くなる、こういうことです。ひとつこれは六分五厘はぜひ四十四年度は実現していただきたい。

そこで私は、問題は新起債のことである、これからの問題であります。ところが、今日までの既往債、四十三年度までの既往債で六分五厘をこえておるものは幾らありますか。

○細郷政府委員 公営企業全体を通じて、先ほど申し上げましたように、約半分でございます。

○細谷委員 大体私の計算では、おおよそ六千三百億あるんですよ、既往債で六分五厘をこえておるものが、たいへんな金額ですね。これも大臣、独立採算制というのを政府がおっしゃるならば、ひとり立ちできるだけの経営基盤をつくらなければならぬと思うのです。ですから、高利でやつては立つていかぬのですから、これも将来のものを六分五厘にするというなら、既往債も六千三百億あるけれども、これもやはりどうしても六分五厘にしてやらなければ、独立採算なんていつたつてとてもできないことだと思っております。これについても大臣、今後の新起債ばかりじゃなくて、六千三百億ある既往債についても、やはり六分五厘ということをやつてもならなければいかぬと思うのです。これはいかがですか。

○野田国務大臣 お話の筋はよくわかりました。これも事務的にもう少し掘り下げてみました、どういう手を打てばいいか、私はいまちょっと自分自身じゃ内容的なそういうやり方について確信を持つておりませんが、これは必ず事務的折衝の内容を聞きまして、ひとつ検討してみたいと思っております。

○細谷委員 そこで、大臣は新起債ばかりじゃなくて、既往債も同じように扱っていく、そうして六分五厘にするように努力する、こういうお約束をいただいたわけですか。

そこで私は、もう一つ問題にしたいのでありますけれども、「四十二年度地方公営企業決算の概況」——こういうのを見ますと、不良債務額というのが四十二年度に千二百七十七億あるわけなんです。これを四十一年度に再建債を発行いたしましたので、千三百三十八億あったわけですから、百十億の不良債務額は減っているわけです。これは例の再建債というのが五百三十億ばかり出たために減つておるわけですが、実質的には不良債務というものが四十二年から四十二年の決算の間に大体二百七十億程度増加しているというところでありまして、再建債を加えて見てみますと、こういうことになっております。このことを裏づけると、あなたの方の十二月号の雑誌を見ますと、あなたの部下がどういふことを書いてあるかといふと、こう書いてあります。参考

に読んでみます。あなたの部下です。不良債務額は前年度六百四十一億から四百九十六億と百四十四億の減少となつています。これは前年度五団体百十億の財政再建債を発行したのに引き続き、本年度も八団体百七十三億の財政再建債を発行し不良債務を棚上げしたためであり、財政状態が実質的に好転した訳ではなく、これら再建債を流動負債とみなした場合四十二年度不良債務額は九百三十二億となり、前年度七百五十一億より実質的に百八十一億の増加となつています。このように収益的収支の状況は悪化の一途をたどり、その経営も全行き詰つてきている。せつかく地方公営企業法を改正して利子補給という新しい制度を生んだのでありますけれども、そして再建債というのを出したのでありますけれども、あなたの部下は、いよいよ行き詰まつてきている、こう書いています。一向よくなつていない、こういうことなんです。不良債務というものは、これは大臣、何とかしてやらなければ、これからの起債もそうでありまして、既往債のほうも利子を下げてやらなければなりません。が、この不良債務の千二百七十億程度のものである限りにおいては、これはうみです。このうみを切開してやらない限りは、私はどうにもならないと思つております。大臣、この不良債務というのは、言ってみますと、年度の初めに銀行から借りてきて、年度末に返して、また翌日の年度初めに借りるというところがございまして、利子はものすごく高い。八分近い利子を払つておるのではないか。これが千二百七十億もあるのですから、これはたまったものではないです。どうあがこうたつて、これは財政再建あるいは経営基盤の強化

という形にならないので、これをどうしても処理してやらなければならぬと思うのです。そのうち百数十億円の再建債へ切りかえましていただいても、残りの三分の二が残ってある。これがたいへんなうみになっておると申さなければならぬ。もつとずばり言いますと、再建のやり方がきわめて不十分だということを申し上げなければならぬと思うのであります。ですからこれはどうしても切開手術をしなければいかぬ。私もこれをまた、極端に言うことは再建の措置が悪かったのだから、その二、三年前にさかのぼって再建をやり直せということは申し上げません。再建計画は計画としてやってきたのですから、これに何かの手を加えてやらなければならぬ、治療対策をしてやらなければならぬと思うのであります。そこで私は、これについて七分五厘とか八分なんという利子では立っていかないのでありますから、やはり少くとも政府資金程度の利子にしてやらなければ、六分五厘程度の利子にしてやらなければ、不良債務は依然として不良債務ということになると思うのであります。いかがでございますか。

○野田国務大臣 私は企業経営の内容をつぶさにわかっておりません。いろいろな事柄を聴いておりまして、非常に参考になりました。不良債務をそれだけ高値にしている、しかもこれは銀行から借りているから金利が高にきまつております。これはまた事務当局もおそらくいろいろ頭を悩ましておるところだと思ひます。検討いたしまして、ことに不良債務でございますから、これがだんだん集つていってやっておりますれば、もう健全な経営地盤なんてできるものではございませんし、事務当局にすっかり聞きまして、いろいろ対策も考へてみたいと思ひます。

○細谷委員 そこで大臣、私も、非常に内輪でありますけれども、何とか大臣と同じように経営基盤を安定させるためには、六分五厘という利子をやはり地方公営企業債については全部にかぶせてやらなければならぬではないか、こう思ひまし

た。しかし、これからの、新しく四十四年度の新しい起債——既往債の六分五厘をこえるものが六千三百億もある、千二百億の不良債務があります、こういうものを大まかに見まして、これを全部公営企業金融公庫にその六分五厘になるように資本金をふやしていただければ、これはもう私はいいわけなんです。大臣、概算しますと、農林漁業金融公庫の四十一年度の千六百八十二億なんというほど資本金をふやさぬでもよろしいわけですよ。私は、来年度の措置としては、一ぺんにはいきませんものですが、そういうような大きな企業債をひとつ六分五厘に全部するためには、半分は公営企業金融公庫の資本金をふやすことによつて——そうするとこれは資本金でありますから利子がつきませんから、まるまるそれは資金コストにかかってくるから、それから、半分くらいは、先ほど細谷さんが言つたように利子補給をしてやります。公営企業金融公庫に利子補給、まあ利子補給というのは政府機関におかしいということであらば、相当額補給金を出してやる。そうして逐次資本金をふやして、最後には全部資本金でまかなえるようにしてやる。そういうことになりまして、農林漁業金融公庫とか住宅金融公庫の資本金程度にしてやれば、これはもう大体公営企業の安定の基盤というものは私はできると思ひます。不良債務の問題も含め、既往債の問題も含め、これらの問題も含めて私はできると考へております。こういうことでひとつ大臣、私は、私の案ではいろいろ計算したのであります、とりあえず不良債務は全部見てやる、既往債についての半分はひとつ資本金のほうのあれで見てやる、残りのやつは補給金等でやつてやるということになると、大体六百億程度資本金を公営企業金融公庫に出してやる、三十億程度公営企業金融公庫に補給してやれば、いまの公営企業の経営基盤というものは完全に私は固まると思ひます。これは私の私案です。これはひとつ大臣、即答はできないでしうけれども、私も、こういふ点で御検討いただいて、ぜひひとつ大臣の考へと基本的に一致

しておりますからやつていただきたい、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 基本的な考へ方は私は非常に理解いたします、また、そうありたいと思ひますが、ただいま事務当局からお聞きになりましたとおり、来年度の公営企業金融公庫の資金のワケを九億くらいにやつてみるとかいろいろお聞きになつたとおりでございまして、ことに従来長い間にわたつていろいろ不良債務その他いろいろな高利の借金をしてある。これで四十四年度でもつて、一年間できれいにさっぱりになる、そうならば非常にけっこうですが、これは私としまして努力をいたすと申しませんが、ここで私がかげんなことを言いたくないから申し上げるが、来年四十四年度ですっきりきれいにすることはいたしましう、努力いたしましうというのを私が言ひ切れないのは残念です。しかし、これは長期的に見て、何年計画か、こういう計画をもつてやれば、そういう負担の漸減の方向を考えなければ、地方公営企業というものは成り立たないというふうに感じます。

ただ、四十四年度に公営企業金融公庫の資金を六百億にするとか利子補給、これはよくわかりませんが、これは、たといは先ほど議論がありまして、地方交付税まで引き下げようというふうな腹がまえで、どつちかというところ、ことは当たるか当たらないかわからぬが、ここに大蔵省の方もおりますけれども、さつぱらに言葉では責められてはいるような状態でございます。

【委員長退席、大石(八)委員長代理着席】

そこで、四十四年度にひとつこれがきれいさつぱり健全経営に持つていくことにするに、これはもう御意見はよくわかりますが、いまのところ、努力はいたしても、なかなかむずかしいことじゃないか。これは逃げ口上でも何でもありません。実態を私は知っておりますから、なかなか現実的には困難が伴う、そう思ひます。

○細谷委員 最後に大臣、私は、半分は資本金で半分は補給金で、こういふことからスタートした

らいかがかと思ひます。そして、だんだん本来の資本金でまかなつて、六分五厘というものは全部まかなえるようにすればいい。だから、一年に一割ずつ上げていけば、六年目にはもう完全に一〇〇%になるのですから、それも資本金も大したものでない、こう言ひたい。しかし、大臣がおっしゃるやうに、それにしても半分というのと、最初の年に、来年六百億も入れなければならぬが、けさの新聞を見ますと、なかなか財投の資金が足りないとか、あるいは財政硬直化とか何とかいっている。あるいは、細谷のやつは五分五分で出さしても、おれはひとつ三、七で出さしう。その分は現実には政府資金の六分五厘のやつをよけいとつてやればいいわけだから、資本金にしないたつて、政府資金の六分五厘をよけいとつてやる。おれは、ひとつ三割で、資本金で七割はやつて、スタートは二年ばかり私の案より後退しているけれども、それで七年がかりでやろう、八年がかりでやろうということであれば、基本的には一致するのであつて、具体的にはその辺の詰めにならうかと思ひます。

そこで大臣、九億円の要求というのは撤回してください。これは大臣の御意思しやありません。九億円なんというのは話にならぬのですから。資本金の三十三億を四十二億にする九億円なんて話になりませんから、撤回してください。要求し直す。そこをお答えください。

○野田国務大臣 自治省の財政計画上、これは細谷さんの御意見と違つたことを申し上げなければなりません、やはり各方面に財政措置の全体をにらんでやつたことだと思ひます。そこで、これもひとつ事務当局と打ち合わせますが、すぐ撤回するかどうか、この場でもつてお答えできないのは、いろいろバランスをとつて、おそろく総合的は自治省の財政計画に基づいてこういう数字が出ると思ひますから、一応検討してみます。

○細谷委員 もう、けさバランスということをお聞きしたのであります。このバランスはいま

○細郷政府委員　企業を経営していく上におきまして、建設改良の資金的な資金として現在企業債を認めておりまして、運転のための資金としては

なことにいたしておるわけでございます。

○細谷委員　二十二条の二ではだめだということですね。あなたのほうの参事官が書いた本には、

も法律では三分五厘以上と書いておきながら、さんざん政令でしほり上げておいて、甘くもないあめ玉をやっておいて過酷なむちでたたきつけると

か、将来の研究問題であろう、こういうふう
 思っております。

○細谷委員 いまの答弁で私はこういうふうに理

解いたします。法律的には可能である、不良債務は企業債という自治省の佐々木さんが書いたこれは自治省の統一見解で、細郷さんも大体法律的にはそれはそれでいいだろう、しかし運用については個々の内容も違ふし、十分慎重にやっていたかなければならぬ、ケース・バイ・ケースに対処していかなければならぬ、こういうことだと思ふのです。私も当然だと思ふのです。法律に入らないなんということになりまふと、議論はこれらもう下がるわけにいきませんけれども、法律的にはそれはできるんだ、しかし運用については慎重に慎重を期して運用をしなければならぬ、こういう財政局長の答弁であらうと思ふのであります。

○細郷政府委員 私の申し上げ方が悪いのかも知れませんが、多少整理が行なわれておりません。借りかえにつきましても、特別のワケを設けまして特別の場合にやっておりますけれども、一般的な不良債務についての起債を認めるかどうかという点になりますと、私はやはり法律上も制度を改正していかなければならぬ、こういうふうに思っております。

○細谷委員 法律改正せなければいかぬ……

○細郷政府委員 そういう不良債務についても起債を認めるんだという制度をつくるということになりますと、やはり私は法律の改正が必要だ、こういうふうに思ひます。

○細谷委員 そうしたら、あなたのとこの部下が書いて、自治省の参事官という名前で売っている本は、あなたと見解が違ふんだから、そんなことじゃ困るよ。

○細郷政府委員 この条項で書いてあるか、よく歸つて調べてみます。

○細谷委員 地方公営企業法二十二条の二あるいは四十八条、それから地方財政法五条の地方債の規定、こういうものからいって、法制局もそれは企業債としていいんだ、ですから問題は二十二条の二の運営なり四十八条の運営である、こうおっしゃっておるのですけれども、しきりにやっぱり

法律の改正が必要だ、こうおっしゃるのです。しかし、先ほど私は大臣にもお聞きしたように、うみを手術しない限りは、せつかつのものをよくならないわけですから、それではやっぱりそこかからなければいかぬでしようが、あなたがよくもさつき言つたように、それは法律上はいいいんだ、要は運用なんだ、その運用が慎重に慎重を期してあんなにやらないようにやらないかなければならぬ、こういう態度で運用してもらひたいと思ふ、私は現行法律に手をつけなくていいんじゃないか、こういう見解なんです。大臣に私はお聞きしたのですけれども、財政局長が横からとつて答弁してしまふものだから……

○野田国務大臣 いまの法律解釈の問題でございますが、細谷さんは現行法でいける、財政局長はやっぱり法律改正しなければ現行法は適用はむずかしいというふうな——絶対むずかしいかどうか知りませんが、しかし基本的なお考えは、不良債務を何とかして解消するほうに持つていかなければならぬというところは、もうそのとおりでございます。したがって、法律論でございますから、私が軽々しくそれはこつちがいい、どつちがいいというところは言えませんが、これは大事な法制上の問題でございますから、軽々に取り扱うわけにまいりません。私は、先ほど運用上非常に慎重を期するということではいけるかと思つておりましたが、やはり財政局長は局長の立場で非常に責任がございまして、これは法律問題になつてまいりますから、事務的に私もよく聞いてみていろいろな解釈をひとつしてみたいと思つております。

○細谷委員 最後に一つ。大臣、私は実は細郷局長がいまのようにどうも運営の問題で渋るのではないか、どうもそこまでの解釈はできないのではないか、こういうふうな言ひではないか、そこらに因縁をつけるのではないか、こう心配しましたので、自治省の担当官が書いた本も見だし、わざわざ法制局に参りまして、そんなことでは、どうも一番大切なうみの切開のところができないとい

うことになると思ふ目的が達成できないから、これはどうしても二十二条の二なり四十八条に手を加えたほうがつきりするのではないか、まづ正面から公営企業の再建に取り組めるのではないか、私はこういう意見を申し上げたのです。法制局も現行法でよろしいというのです。それを何も、現行法で運用できるものを、わざわざさういう手を加える必要はないんです、細郷さんが言うように。そういう修正は必要ないんです、こういう法律専門家のことばでありますので、私はいま法制局の立場に立つて、実は細郷さんがあつたのだらうと心配したから、これはもうはつきり運用の問題でだめになつたというふことが起こらないようにきちんとして切開手術できるような法律上の手だてをしたほうがいいのではないかと、立場に立つておるの、ある意味では違つた意味において細郷さんと同じ見解に立つておるわけがあります。しかし、法律の専門家がさうおっしゃるものですか、それならば運用に慎重を期しさえすればいいのではないかと、現行法でやれるのだというのを細郷さんもさつきさう言ひかけたらから私も了解しようとしたかたんですけれども、またさつきさう言ひかけたら……です。ですからこれは大臣がびしゃつと結論をつけてくれさえすれば、政治家の結論でいいです。

○野田国務大臣 それは政治的な判断でやつてけつこうだということでございますが、やはり法律の問題でございます、いまの論議を拝聴して見ますと、政治的に判断ができることなら、私は決して局長の意見を聞いてそのほうに味方するとか、また細谷さんの御意見にどうという——私は公正に正しい意見には賛成したいと思ひますけれども、事法律の問題でございますから、これを私が政治的に判断するということとは、これはただ公営企業法の問題ではなくて、やはり一般の法律にも関連がございまして、各方面のいろいろな法律論も聞きまして、また細郷局長の意見も聞きましてひとつ検討してみたいと思つております。

○細谷委員 これでどうしても下がれぬ。あなたは政治家でしよう。さつきも言つたように、財政局長も法律上不良債務を企業債と見ることにつては、法律は排除してないといふこともできるだらう、要はこの運用によつて財政再建のけじめというのがつかぬおそれがあるから認めないのだというのをおっしゃる。運転資金だから、さういうけじめと姿勢をえくずさなければ、問題は慎重な運用をしさえすれば、必要があればケース・バイ・ケースの指導を行なつて、慎重な運用をしさえすればこれはよろしいはずなんです。これは大臣としての判断でしよう。政治家としての判断でしよう。いまの答弁はそれは事務屋の答弁ですよ。

○野田国務大臣 いや、私は重ねて同じような答えをいたしますけれども、私も先ほどは、財政局長がまあ運用によつてケース・バイ・ケースで考えてやればできないこともない、解釈の範囲に入るんだというところから、まあそれならいいじゃないかと実は思つておつた。あなたが私にさういふ発言をしろという御希望もわかつておりますけれども、それは私としては何でも簡単なことなんです。しかし、いまさつきさう言ひかけたら……です。ですからこれは大臣がびしゃつと結論をつけてくれさえすれば、政治家の結論でいいです。

○細谷委員 この問題を残して質問を終わつておきます。

○大石(八)委員長代理 折小野良一君。

○折小野委員 私に簡単に、けさお伺いをいたしました。両大臣のごあいさつの内容を、数点にわたりました。基本的なお考え方を伺いたいと思ひます。

まず自治大臣にお伺いをいたします。自治大臣のごあいさつの中に広域市町村圏、こういう構想が発表されております。現在の地方行政は府県の段階と市町村の段階といわば二重の組織で運営されておるわけでございます。あらたに広域市町村圏、こういうものをつくるということになりますと、この二重の行政組織が三重の行政組織になるということでも、もしそうだとすることになります。これは非常に大きな問題だと思ひます。その辺の意図はどういうところにあるのかお伺ひしたいと思ひます。

○野田国務大臣 広域行政は、もう私が申し上げるまでもなく、おわかりのとおり、いまの社会情勢、また経済の推移、つまり一つの産業を起こすにいたしまして、やはり一市町村というふうな限られた範囲内、また一府県というふうな限られた地域によってやるということよりも、もう少し広域的な行政というものが経済的にも非常に効率的である。それから行政面から見ても、それはいわゆる行政の推進においても非常に益がある。その基本とするところは、広域行政の一面にいまお示しのとおり三重、四重になるといふことになる。これは矛盾いたしてあります。やはり行政はできるだけ簡素化していかなければならぬということが目標でございます。したがって、この広域行政の基本が三重、四重、さらに行政の複雑化をするということとは、これはもう極力避けねばならぬ、こう考えております。

○折小野委員 大臣のお考えも決して屋上屋を架すと、こういうお考えでないことはただいまの御答弁でよくわかるわけでございます。ところが、この広域市町村圏という構想につきまして所要の行政上の措置を講じたい、こういうふうに言っておられますことは、これは特別地方公共団体にしていこうとか、こういうような御意図であらう

と思ひますが、現在そういう面からいたしますと、いろいろな形の特別地方公共団体というものができようになつておるのであります。たとえば一部事務組合、広域的にその行政を有効に処理しようということでありますれば、場合によつては一部事務組合その他の特別地方公共団体、こういうものを利用すればできるはずだと思ひますが、そこになおかつ広域市町村圏といふものを新しく持つてなければならぬ理由、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○野田国務大臣 これはもう折小野さんも御承知のとおり、さきに市町村の合併促進、また前国会で出しました府県合併の特例法、こういうものから見ましても、特別公共団体をつくつて広域行政をやる。そういう特別な公共団体が幾つもできる。これはお話しのとおり非常に複雑でございます。私どもの考え方は、いま申しました現在の都道府県も、地域によつてはひとつ府県合併したほうが地域住民の福祉のためにいいんじゃないか。これは産業、経済、文化、各方面の施設においてもそのほうがいいんじゃないか。そこで、市町村の合併もまだ残されておるのがありますし、まあこれは漸次――まだ残っている部分もそういう機運があるやうでございます。このために特別公共団体という一つの機関があるということとは別といたしまして、私どもの役所としてみんないろいろ意見を聞いてみますと、やはり広域行政といふものは、私が前段に申し上げましたとおり、進んでます府県の合併から入っていく。もちろん下部の市町村も合併ができてくるし、この中で、別にそういう特別な公共団体をどんどんつくっていく、こうなりますと、折小野さんのお話しのとおり非常に複雑になつてまいります。そういう意味の広域行政といふものは私自身も賛成しております。

○折小野委員 広域行政の効果をあげるということとは当然なことだと思ひますが、また同時に、行政の簡素化、合理化、こういう問題もあるわけでございますので、その辺は十分お考えをいただきたいと思ひます。この問題は、今後具体化いたしますならば、その際にさらにこまかに検討をされる機会があると思ひます。その際に譲りた

たいと思つております。この問題は、今後具体化いたしますならば、その際にさらにこまかに検討をされる機会があると思ひます。その際に譲りた

次に「地方行政の合理化に関する行政改革の意見」を自治省のほうでまとめていただきました。これを推進していくことは私も心から期待をいたしておるところでございます。その効果があらうやうに努力を重ねていただきたいと思ひます。

ところで、ごあいさつの中に「各省庁の協力も得て」と、こういうことがございます。確かに地方行政の合理化に関する問題は、単に自治省だけの問題ではなくて、各省庁といふいろいろな面での連をいたしておりますので、それらの面の協力も得られなければ十分な行政改革の効果はあらうやうであらう、こういうふうな考えをわけでございます。

ところが、仄聞いたところによりますと、関係の各省庁におきましては、必ずしもこの面について協力的でないということを聞いておるわけでございます。もしそういうことでございませうならば、地方行政の合理化と申しましても、なかなか現実にはその効果をあげることはできないわけでございます。その協力的でないというのはいさういふ点にあるのか、また、協力できないという隘路はどこにあるのか、そういう点についてお考えをお伺ひをいたしたいと思ひます。

○長野政府委員 地方行政の合理化につきましては、さきに地方団体からの意見を取りまとめまして行政改革本部に提出をいたしました。また、さきの赤澤大臣が閣議でも協力を求められました。行政改革本部としては、その改革意見につきまして各省に意見を求められました。各省の見解は各省それぞれのお立場もあるわけでございますが、この前行管の管理局長からの報告がありました。うちに、賛成という意見が項目としてごく少なかったというところになっております。しかし、これは今後具体の事情に照らしまして改革本部におきまして意見の取りまとめを努力をしていただくとい

うかつこうになつておりますので、現在のところでは、私どものところでまとめました改革意見に直ちにすぐ賛成という項目が少なかったということではございますが、今後とも意見の一致を見るやうに努力をしてまいりたいと思つております。

○折小野委員 この問題につきましましては、荒木大臣の仕事といたしましては関連してまいるのではないかとと思つております。三千数百の地方行政が合理化をやるにやらないとでは、今後の国民の福祉の面に非常に大きく影響する問題でございます。ひとつこれを推進するにつきますと、ただ単に自治省だけの努力では何ともならない、こういう面もあるやうにわかれるのであります。そういう面については今後ひとつ長官のほうからより一そうの御尽力、御協力をお願いしたいと思ひますが、御意見を伺ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 先ほど自治省のほうからお答えがありましたとおりでございます。行管長官が合理化対策改革本部の部長という立場であることも承知いたしております。替否それぞれあるわけですけれども、行革本部の置かれた本来の趣旨に立脚しまして、なな張り根性だけではだんぱつておつたのではないつまでも解決しませんから、客観的な国民的、全住民的な立場に立つて改革本部がこれを調整する。行政管理局としても一人二役であること、御承知のとおりであります。そういう立場に立つて調整しながら、いいことは実現していくやうに、今後努力したいと存じます。

○折小野委員 ぜひひとつ地方行政の合理化に関する行政改革もその実効をおさめますやうによりしく御努力をお願いいたします。

次には公務員給与の問題でございますが、ここにはいゆる給与制度というところで取り上げられております。ところが、この問題に関しまして、最近私どもが聞きまします意見は、むしろ管理者から多くの意見を聞くわけでございます。各地方の市町村長、それから教育委員会、教育長あるいは学校の校長さん、こういう人々から、この問題が

早く解決しなければ、多くの困難が地方で起こつておる、これを取り除くためにもぜひひとつこの問題の早急な解決をしてほしいというのが最近の特に目立った意見でございます。と申しますことは、公務員給与を改定していくという問題は、ただ単に給与そのものを是正するということだけではなしに、この問題のために地方におきましては多くの行政的な混乱が生じておるわけでございまして、なかなか国のほうで人事院勧告を尊重されたいがために、これに対して各職員団体があるいはストライキ、あるいはそれに近い行為をいたしまして、そして行政を混乱におとし入れる。またこれに對する処分という困難な問題が出てくる。そしてまた、この処分に対しましては、処分反対の騒ぎというやうなことが出てまいりまして、行政的には非常に大きな混乱を惹起いたしておるわけでありまして。また、特にこれが学校の先生の場合になってまいりますと、その騒ぎに参加するしないということによりまして、子供に対する教育上の影響、こういうものも出てまいっております。しかもその子供の目に映ずるのが先生方と父兄との間のいろいろな対立、こういうやうなものが子供たちに教育上どのような影響を与えるかということも、これまた私ども心から憂慮しておるところでございます。

さらに、こういうやうな問題がそれぞれの地域社会におきましていろいろな問題、たとえば先生と父兄との間、あるいは学校と地域との間の不信感を醸成する、こういうやうな問題にまで最近では発展をいたしておるわけでございます。

こういうやうな面から考えましても、この問題につきましましてはぜひ早急にけりをつけていたいただきたい。午前中大臣の御所信を承りました。しかし、これはぜひひとつ最も早い機会に解決をつけることによりまして、この問題から起こるいろいろな混乱といふものをなくするように、より一その努力をお願いいたしたいと思ひます。この問題についての大臣の御所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

○野田国務大臣 給与問題をすみやかに解決する必要がある、全く私も同感でございます。今日、人事院勧告を尊重するという姿勢をとりながら完全実施ができないというところは、私も遺憾に思つております。これも午前中の質疑の中にもお答えいたしておりましたが、いまいろいろおあげになりました地域社会の一つの混乱ということも非常にこれは重大なことでございます。同時に地方公務員、まあ国家公務員もそうでございますが、公務員諸君がストライキがなく人事院の勧告一筋にたよつておる、こういうことから見ましても、これはできるだけ早く完全実施にまで持つていくのが本筋ではないかと思つておりますが、本年度の給与は遺憾ながら八月ということに、これはさきに前内閣で閣議で決定いたしましたし、引き続き給与関係の閣議懇談会におきましても、やむを得ないということをお認めしまして、あらためてまた閣議で再確認いたしておまして、八月ということになっております。しかし、その際、やはり閣議懇談会におきましても、今後はできるだけ早く人事院の勧告の完全実施に向かつて努力する、私自身もいたしまして、これはもう最善の努力を払い、できるだけ早く完全実施まで運びたいという心がまえでございます。全く折小野さんの御意見と同感でございますから、いま申しましたやうに、できるだけ力を尽くしたいと思つております。

○折小野委員 ひとつよろしくお願いをいたしておきます。

次に、地方財政についての御所見の中で、過密過疎対策に簡単に触れておられます。過密過疎対策がいろいろな形において新たな財政需要を生んでおることは当然でございますが、この問題につきましましては、従来、自治省におきましては現象面のみとらわれた見方をしておられるんじゃないかというふうな考へるわけでございます。現実、実際に起こつております問題は、過密地域におきまして人と産業の過密のために混乱が混乱を生む、こういうやうな状態でございまして、交付税の中に

おきまして、過密対策といふものはある程度講じられておるにいたしまして、過密地域におきましては過密地域の財源をぜひひとつとふやして、こういう要求が非常に高いのであります。また、その反面、過疎地域におきましては、これまで過疎が過疎を生むといふやうな状況になってまいつておまして、これの対策に對しましては、やはりその地域の公共団体といたしましては、何とか新しい事業を行なうための財源のなすりつけがほしい、これまた強く要求をいたしておるわけでございまして。こういうやうな状況から見ましても、一定の財源を付与するということだけで解決のつかない問題じゃなからうか。現在、わが国におきまして都市化が非常な勢いで進んでおるわけでございます。そして、それが現象面にあつたわけではなく、過密過疎といふやうな問題になるわけでございます。この都市化といふ問題をもつとものと大きく取り上げる、こういうことが現在の市町村の行政といふ面から見ると大切な問題じゃなからうか、こういうふうな考へるわけでございまして。すなわち、このことは根本的には現在のわが国の社会構造の大きな変革である。したがって、ただ現象に對して多少の財源を付与するといふことでなしに、むしろこのやうな動きといふものを十分とらえて、そして市町村の地方行政そのものを根本的に考え直していくべきときじゃなからうか、そういうふうな考へも考へておるわけでございますが、この都市化といふ問題に對する自治大臣としての評価、こういう点について御意見を伺お聞かせを願ひたいと思つております。

○野田国務大臣 いま御指摘になりました過密地帯、過疎地帯の問題、これは基本的に社会構造の問題から考へたいといふお話でございます。私は全く同感でございます。実はこれは一公共団体だけの考へでは解決しない、国全体で考へなくちゃならぬと思ひます。と申しますのは、都市集中といふことはもうきのうきょうに始まつたことじゃございません。これに国策としての基本をどうすれば過密地帯の産業、人口を分散できるか、これは非常に大きな課題でございます。長い間、これは決して自民党だけじゃなくて、社会党も公明党も民社党も皆さんお考えになつておつたことだらうと思ひますが、これが傾向を見てみますと、どうも逆な傾向に走つておる。だんだん部分的な都市化をする、だんだん大都市はマンモスになつていく、こういういわゆる社会構造の根本的な問題は、やはり国策としても考へなくちゃならぬ。したがって、いま御指摘になりました過密地帯また過疎地帯、御承知のとおり地域によつては全然人間が減つていく、しかし残された住民はどうするか、学校一つまもつたものがない、お医者さんもない、こういうことはもうひとり公共団体といふことだけでなく、国家全体からなめてもきわめて遺憾の点が多い。だから、いま折小野さんのお話のとおり、これは一現象的なそれに対する交通の財源をどうするか、公害をどうするかといふことも重要でございますが、もつと根本的な国策を立てて、思い切つた社会構造の変革、是正といふことに持つてまいりませんか、一自治省や一公共団体だけの考へでは非常に解決がむずかしい。もちろん、しかし現実をわれわれは無視することはできませんから、これに對する現実面の財政計画その他はやはり立てていかなくちゃならぬ、こう私は考へております。

○折小野委員 ところで、従来自治省におきましては、地方行政といふのはわりあい固定をしたものだ。したがって、これに對する地方財源といふものもできるだけ安定的な財源を付与すべきだ、こういうやうな考へ方を常々主張してこられたわけでございまして。しかしながら、ただいま申し上げましたやうに、この公共団体の基本といふものが基本的にゆれ動いておる、こういうやうな情勢の中におきましては、やはり根本的な立場から従来の自治省の考へ方といふもの自体も考へていかなければいけないんじゃないか。場合によつては、相当大幅に変えていかなければならぬんじゃないか。地方の財源も、むしろ社会の流動に

応ずるように、そしてまた、今日の過密過疎というような現象に対する財源といたしましては、より一そう伸びのいい財源を持つ、こういふような立場で対処することが必要じゃなかろうかと思うのであります。そういう面に対する基本的なお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○野田国務大臣 お話のとおりでございます。やはり固定した財源と申しますか、それで、社会構造の改革、ことに激しく動いておる社会の非常な流動性、こういうときに対処するにはなかなか財政の確立も困難である。しかし、いずれにしても、自治省といたしましては、まず地方財政の一応安定した財源を確保して、これに加ふるにそういうものに対する一つの対応できる財政計画を添えていくのが一番望ましいことじゃないかと思ひます。非常に示唆に富んだ御意見でありまして、われわれもいたしまして、ひとつ検討してみたいと思つております。

○折小野委員 同じ地方財源の問題の中で、税の問題でございますが、ごあいさつの中に、地方財源の充実をはかるということがございまして、各地方団体といたしましては、財源の充実ということ強く希望いたしておるわけでございます。この地方財源の充実でございますが、どういふような方向に新たな財源を求め、あるいは財源の確保をはからうとしておられるか、そのような今後の財源充実の方向について御意見を聞かせていただきたいと思います。

○野田国務大臣 地方税は、地方財政の重要な柱でございますから、その財源を充実するということとは当然考えなくてはなりません。たとえば、本年度に關しては、自動車取得税というものもやはり一つの新たな財源として考へてゐる。ここで一々あげますとなかなか刺激も多い税もございまして、省内においてどうすれば地方財源の充実ができるかというのをいま検討いたしております。

税負担の合理化ということが従来もいわれてまいつておりますし、ここでも触れられております。

〔大石（八）委員長代理退席、委員長着席〕

この税負担の合理化の中のひとつといたしまして、地方におきましては、いろいろな形で自主的にそれぞれの地方団体の条例で課税をきめておるわけでございます。中には課税標準を上回るいわゆる超過税率をかけて、そうして超過課税を行なつておる。こういうような地方団体が相当たくさんあるものであります。しかもその例を見ますと、それはいわゆる貧弱な町村にその例が多いのでございまして、もともと負担能力が低い地方団体があつて超過課税を行なつてゐる。そういうような地方団体の中にあります住民といふものはやはり負担の能力が非常に低い住民でございます。そういうような面から見ますと、ここには税負担の合理化といふことがございまして、住民税等の面につきましては、これは確かに逐次合理化の方向が進められてまいつておるものであります。この超過課税、こういうような面についていまは、現在のところ何ら手が触れられていないのであります。こういうような点は、税負担の合理化という面から、まずこれに對して考慮されなければならぬ、こういうふうな考へるわけでございますが、こういう面についてのお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○松島政府委員 地方税につきましては、御承知のとおり、課税の自主性といふことを地方税の中に与えるといふことが一つの重要な問題となつておるわけでございます。そういう見地から、地方団体によつて、その財政需要に応じまして課税にある程度の幅を持たせる、弾力性を持たせることができるようにとり配慮がなされてゐることは御承知のとおりでございます。しかしながら、そういういたしますと、一面において地域間の負担の均衡が保たれなくなつてくるという問題も考へなければなりません。

御承知のとおり、かつてこの市町民税は課税方

式も五つの方式がございまして、税率につきましても非常に幅広い選択の余地が地方団体に認められていたのでもございますが、地域間の負担の均衡という点から、課税方式も漸次統一されてまいりました。また、超過税率の幅もある程度狭められておることは御承知のとおりでございます。そういうようなことで、だんだん地方団体ごとの負担の不均衡といふものを少なくしていく方向に進んでまいつておりますけれども、何と申しまして、地方団体はそれぞれ自治団体として必要なきにある程度必要な財源が得られるような配慮は地方税の上になければならぬと思つてございします。現在の場合、標準税率のほかに制限税率といふ制度が設けられておるのはそのためでございます。ただ、それは、どこまでもそういう必要のあるときに弾力的に運用していくことができないようにしようといふ趣旨でございまして、毎年毎年同じように超過課税をするといふようなことは、もちろん制度自体の期待してゐるところでもないかと私は考へております。そういうような面から、超過課税の解消につきましては、できるだけ進めるようにしてまいつておりました。最近におきましては、その実績もかなりあがつてきておると私も考へておるのでございまして、今後ともそういう方向で進んでいきたいといふふうに考へております。

○折小野委員 課税の自主性に対する一般的なお考へにつきましては、おっしゃるとおりだと私も考へております。しかし、これが現実にあつておることを見ますと、最も負担力の弱いところにも最も大きな負担を課す、こういうような結果が出てまいつておるわけでございます。このことは、ただ単に課税の自主性という問題だけではない、それぞれの地方自治体の財政力全般に關する問題であらう、こういうふうな考へます。そういうふうな面から、今後とも負担の公平についての正策あるいは指導、こういう面に対して一そうの御配慮をお願いしたいと存じます。

次に、消防関係についてでございますが、こ

に簡単に消防団員について触れておられます。団員につきましては、地方においてこの団員を確保することが今日非常に困難になつてゐるわけでありまして、ここには処遇の改善といふようなことも書いてございしますが、現在は処遇といへるような処遇はとつていないのであります。私どもが知つております市町村におきましては、団員一人当たり数百円、しかもそれは年間でありまして、こういうようなきわめて劣悪な処遇のもとにいわゆる義勇消防という任に当たつておるわけでございます。もちろん今後の方向といたしましては、常備化を進めることであることは当然でございますが、しかし現実にはやはり常備消防と義勇消防といふものが、それぞれその立場において協力することによつてほんとうの消防活動を全うすることができ、こういうことでございします。で、この消防団員の処遇の改善、こういう面につきましては一そう考へていかなければ、今後団員を所期の目的のために確保することすら困難になつてくやうと思つております。こういう点についての自治大臣としてのお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○野田国務大臣 お話のとおりでございます。しかし義勇消防の方々は非常に犠牲を払つてこの大きな任務についておられます。私どもは今日の処遇は、これはもう処遇といふことが当てはまるか當てはまらないかわからない状態でありまして、そこで、最近も役所の中で消防関係の會議を開いておるところであります。まだ具体案は出ておりませんが、いまお示しのように、このままでは放置できない、相すまないといふ気持ちで消防問題を考へておる段階でございます。

○折小野委員 この問題につきましても、具体的には今後さらにいろいろお尋ねもしてまいりたいと思つております。

自治大臣のごあいさつに対する質問の最後に、これはこのごあいさつの中には直接触れてはおりませんが、現在政府において明年

度の予算を編成しつつありますが、この予算編成の考え方の中に、いわゆる受益者負担の考え方というものを予算の中に多く取り入れていきたい、こういうようなことがいわれておるわけでございす。この受益者負担の考え方は、一面においては正しい方向であるというふうにも考えられます。しかし、また一面にはいろいろな問題が派生をしてくるわけでございす。特にこの考え方を地方財政、こういう面についてはどういうふうに考へておられるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○野田国務大臣 先ほども私申し述べましたが、たとえば地方公営企業その他につきましては受益者負担、ことに地方公営企業なんというものは、でき得ますならば独立採算制をとりたい。これは企業の本質でございすから当然のこととございす。しかし、いまのお話の受益者負担というものが出てまいりますと、これは地方の地域の人の負担の問題も起りますと同時に、これを受益者負担といふことから解決していこうと思へば当然これは物価問題にも入りますし、その他各方面に影響するところが非常に多いのでございす。したがって、自治省といひましては、現段階においては受益者負担を目標として予算編成に当たることは必ずしも妥当ではないという考え方で、諸般の情勢、また各方面の意見を徴しまして、いまお示しになりました受益者負担を中心にして予算を組むという考えは持っておりません。

○折小野委員 受益者負担という考え方がまず出てまいりますことは、当然公営企業の料金の問題といふことでございす。地方に關係をいたしますいわゆる公共料金といわれるものは水道あるいは電車賃、バス賃その他非常にたくさんあるわけでございす。受益者負担、すなわち値上げ、こういうことになりやすいわけでありす。したがって、こういう面の指導につきましては十分考慮しなければならぬ問題があるというふうな考へておりますが、今後地方に対する指導におきまして、公営企業の赤字対策とかそういうものの

につきまして直ちに料金値上げ、こういうようなことは御指導にならない、こういうふうな理解としてよろしくございすか。

○野田国務大臣 ただいまお答えいたしましたとおり、公営企業も企業でございすから、理想としては独立採算制に持つていくべきものだ、しかし、公営企業の財政の内容を見ますと、独立採算制に持つていくには、いまお話しした水道にいたしましても、交通機関にいたしましても、つまり料金値上げといふものを伴うてまいるわけでございす。これは地方公共団体といひまして、地域住民といひまして、ただ料金値上げによつて採算をまかなおうといふことは不可能でございす。しかし、やはり適正な料金は考へなければ、企業でございすから企業本来の目的からいたしましても、料金につきましてはやはり適正な料金は考へなくちゃならぬ、こう思つております。

○折小野委員 企業とおっしゃるわけでございす。これは単なる企業でなしに、いわゆる公営企業であるといふこと、これを考へてまいらなければならぬのだと思ひます。ただ単に独立採算制をもつてやつていけばいい企業、いわゆる公営企業という立場におきまして公共的な任務を果たさなければならぬという制度、この辺の調整といふものが非常に必要になつてまいります。したがって、そういう面を考へた上での料金といふことでなければならぬわけでございす。今後の地方に対する指導につきましては、十分これらの点に御配慮をお願いいたしたいと思ひます。

それから受益者負担といふことも一つ考へられますことは、公共事業その他に伴います住民負担、こういうものが新たに出てくるのでなからうか、こういう懸念なんでありす。現在一部そういう指導がなされておりますのはたとえば下水道の建設につきましては三分の一は補助をする、三分の一は都市計画税から、三分の一は地元負担だ、こういうような財源区分の指導がなされておるわけでありす。こういうような受益者負

担制度というものがだんだん多くなつてくるということになりますことは、やはり住民負担の合理化といふ面からいろいろ問題があるのじやなからうか、すなわち受益者負担といふ名におきまして、たとえ裕福な人もあるいは貧困な人も同じ額の負担が課せられる、そのことは結局住民負担の不公平といふことを来たす、こういうおそれが多分にあるわけでございす。こういう面について今後受益者負担という考え方の運用をどういうふうにお考へになつておるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○野田国務大臣 公営企業はお示しのとおり公共性を持つておるものと思ひます。したがつて、先ほど申しました独立採算制を目的といたしまして、これに調整を加へなければならぬ、この考え方進めております。しかし、それだからといって料金の問題は別として――受益者負担の料金も入ります、これは適正と思はれる、公共性を持つておるという意味において適正な料金、同時に、たとえば下水の問題を取り上げました、これは御承知のとおり日本全国で下水といふものは二〇%もできてないという、日本が文化国家なんていふのがらみじめな状態でありす。そういういたしますと、これはどの地域でも一斉にひとつ早くやつてくれといふのは当然の要望だと思つております。その際、それができますれば一斉に三年から三年で片づける、これはけっこうです。これはよく御理解いただけたと思ひますが、これに伴う財政措置でなかなか伴わないだけに非常に公共団体も困つております。

そこで、そういう場合に、地元の方が受益者負担と申しすか、多少の負担をされてでも、ひとつつくりたいという御熱意があれば、これは財政の確立ができてからと、三年も五年もお待ち願うことがいいのか、やはり地元の要望を入れて多少でも負担するからやれ、いまお話にありました三分の一とかいろいろありますが、その事は別といたしまして、これは私はいまの行政の指導といたしまして、そういう熱望される地域には多少の

負担を願つてでも、早くひとつ生活環境をよくしようといふような考へ方で行政指導をやつておるものと思つております。今後、これはなるべく地方財政の合理化からいへば負担の合理化といふのは大事でございす。しかし、いまのような特殊な状況、どうして早く社会開発のためにやらなければならぬという場合には、多少そういう地方の方の負担がありまして、やはり積極的にその要望にこたえてやるというふうな指導はある程度やむを得ないかと思つております。

○折小野委員 大臣のおっしゃる御趣意はよくわかります。そういうような事情もございす。また、そういうような御相談でありますならば、地方も心よくそれに応ずるといふこともあるのでございす。むしろ逆に一定の負担をしなければ事業をやらない、補助金を出さない、こういうようなことが現実には多く行なれておるわけでございす。そういうことが結局住民の負担の不公平といふものを起しておる根本的な原因にもなつておるわけでございす。こういう面についての指導、これはひとつ今後よろしくお願いをいたしておきたいと思ひます。これで自治大臣に対する質問は終わります。

それでは国家公安委員長に対して御質問を申し上げます。国家公安委員長のごあいさつの中で、最近問題になつております大学紛争、学園紛争の問題に触れておられるわけでございす。この問題は今国会におきまして、総理が初めて施政方針の中で一つの考へを述べられた問題でございす。今日のわが国の社会的に最も重要な問題になつてゐるわけでございす。この問題に關係をいたしていろいろな問題が派生をいたしてゐるわけでございす。学問の自由あるいは研究の自由、これを保障するための大学自治、こういう考へ方が従来あつたのでございす。このようないわゆる大学自治といふものと、学園内にいろいろ問題がありまして、人的な被害、物的な被害、こういうものが起こりました場合に、社会の秩序を維持

する立場から警察権の行使、この調整というものがいろいろな面で問題になってまいっております。人によりますと、結局この大学自治の問題が今日の大学問題の一つの根本的な原因でもある、こういうふうな言われているわけでございます。現実にはこの問題について大臣、どういふふうにお考えになっておりますか。はつきりした見解をひとつ承りたいのであります。

○荒木国務大臣 大学紛争ということが、私どもの立場から見ました場合に、単に学生自治会内の論議が行なわれる、あるいは自治活動が行なわれているという正常な学生運動ないしは学生自治会の行動であります限り、治安当局の立場から申せば無関係なものと存じますが、ただそれがいろいろな意味においていふエキサイトしてみたり、あるいはいともとやれバルトでございの、アナキストでございのというところで、われわれが新聞紙上承知しますような暴力犯をばじめとして、刑法に定める罪名に当たるような事犯をばじめ、無法、不法の行為が行なわれます限りは、大学の中であらうと何であらうと同じことではあります。社会の秩序を保持し、また暴力事犯でありますならば、被害を未然に防止し、また現に暴力行為が行なわれておれば、それを排除しながら、学生であれ、学校の先生であれ、あるいは大学内にたまたまおる人であれ、生命、身体、危険ありとするならば、当然治安当局として国民のために行動すべき課題はある、そういう関係にあるかと存じているわけでありませう。

大学の自治というのは、格別成文法にあるとも思いませんけれども、日本のみならず諸外国におきまして、いま御指摘になりましたような意味合いにおいて、研究、教育の場でありませうから、もともと警察権などが介入すべきではない。また、かりにある事犯がありまして、そこには責任者、大学の自治を守るべき責任者である管理権者が当然みずから解決すべき課題であるべきものと思ふのであります。それがどうしても警察権の協力を得なければ不法状態を排除できないとい

うときには、管理者の要請によって出かけることもむろん当然の職責でもございませうし、繰り返し申し上げませうけれども、生命、身体に危険を及ぼすというときにはそれを救済する、未然に防止するという行動も関係してよろいかと思ふのであります。

○折小野委員 ただいまの大臣の御答弁の中に、生命、身体に危険がある場合にはどういふことをおっしゃいました。財産の損害がある場合にはどういふことをおっしゃいました。たとえば公文書の毀棄とか建造物の損壊、器物損壊、このような刑法に明らかに定められた財産上の損害がある場合にはどういふことをおっしゃいますか。

○荒木国務大臣 そういふ場合といえども不法行為であります限り警察権が介入すべき課題ではございませうけれども、さっきお触れになりました大学自治ということを通念的に尊重するといふこともあって今日まで日本にもあるいは外国におきましても歩いてきておるのでありますから、大学でなかりせばいとおっしゃったような事犯につきましても、その犯人を捕え、害を排除しあるいは捜査するといふことは当然あるところではあります。大学なるがゆえに、先刻も触れましたように、私学も同様ですけれども、特に国立大学等につきましては、大学自治を守るための責任が第一義的にその管理者にある。管理者みずから、器物を損壊しあるいは不法侵入等があるならば排除すべき第一義的な責任があり、職権があると思ひます。みずからできないときには、そういう事犯のあることとの通知を受けまして、大学内に入らなければならぬときに現実行動として対処したほうが妥当である、こういうふうなことで今日までもきております。今後ともそういうべきものと思ひます。

○折小野委員 現実に大学の施設の占拠、こういうことが行なわれております。それから新聞報道、あるいはそれに伴って写真、こういうものを見ましても、器物あるいは建造物の損壊といふものも現実にはございませう。これをただいま大臣は、それは不法ではあるが大学なるが

ゆえにといふふうにおっしゃいました。要請があれば入っていく、しかし要請がなければ別に入っていく、こういうふうなことでございませうが、政治的な配慮は一応別といたしまして、私どもの地方の小学校あたりを見ましても、子供がいたずらをしてガラス一枚を割りました、これは市民の税金でつくったものであるから弁償しなさい、こういうふうな申し立てをします。そしてそのことが教育上正しい要求である、さういふことが世間一般に行なわれておるのです。大学、特に国立大学におきましては、その施設、器物、これはもちろん国民の税金でできたものでございませう。したがって、さういふものに対する被害といふものは、これはやはり不法な行為によつて起こされた被害である、したがってその責任はあくまでも追及されなければならぬ、さういふふうな考えでございませうが、それでもなおかつ大学なるがゆえにそれは不問に付する、さういふふうなことではございませうか。

○荒木国務大臣 一般論といたしまして、不法行為が許されるはずはむろんございませう。大学だつてその例外ではございませう。それはお説のとおりに存じます。ただ、警察権が具体的に発動するといふ課題として受けとめまして、先ほど来のお答え申し上げておりましたが、例に引かれました小学校の生徒がガラスを割つても弁償する、それは大学においては弁償しないのか、器物損壊罪には該当しないのか、それはもちろん該当し弁償すべき課題ではございませうが、大学の自治といふものを守る責任と権限を含んだ意味において、大学では大学の管理権が大学当局にある。その大学当局のみならず、学生であれ、あるいは外から来た者であれ、大学の設備、施設について器物損壊罪等の罪名に犯れるようなことがありましたときには、その現行犯人を捕えて、もしくは名ざして告発すべきものである、それだけの責任が管理権、管理責任の中に私は入っていると理解します。のみならず、大学なるがゆえに警官が自由にパトロールすることは習慣上やらないほうが妥

当であるという認識のもとに現状はございませうで、したがって警察みずからがさういふ事犯について確認するチャンスはないわけではございませうから、管理権者、大学当局がまずもつてそのことを確認し、警察側に通報し、さうして、犯人がおるならば法に照らして裁くという協力をしてもらうことに依存しておる。現実問題を申せば以上のようなことであります。

繰り返して申し上げますが、概念的にさういふ理論的には御指摘のとおり、大学の中で行なわれた犯罪は、大学なるがゆえに治外法権を持つておるわけではございませうから、見のがされておる、見のがさるべきだといふことを申し上げたものではございませう。

○折小野委員 器物損壊につきましては、これは刑法上も親告罪になっておりますから、連絡がなければそのままほうっておいていいのじゃないかと思ひます。しかし建物損壊、建造物の損壊につきましては、これは親告罪にはなっていないはずだと思ひます。しかし、さういふものもなお大学からの要請がなければ何ともならない、さういふ慣行といふものは一体何で認められておるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 それは本来大学ではいろいろと例示されました、私も触れましたような好ましからざる事件、事犯が起こるはずがない、大学といふものの望ましい姿は、さういふ場であるといふことから、大学自治を守るための管理権がございませうから、さつき申し上げた警察官が御指摘のような現行犯を確認するチャンスが事実上ないような運営のしかたで、大学自治を尊重しながら、警察当局との間に別に申し合わせがあるわけではございませうけれども、慣行的にさう動いておるということから、おっしゃるようなことが大学なるがゆえに直ちにそれをどうするといふことにならな。したがって、また一面、警察官に対するアレルギーがある。これは理屈を離れて現実的にさうであるが、さうであることも含めまして、パトロールは原則としてしていいと承知

いたしますが、そういう慣例と申しますか、その実情に即して申し上げると、実際問題としては学園外で同じことが起こったときと同じような措置はとられない、とりにくい、こういうことを申し上げた次第であります。それから、大学なるがゆえに不法行為として認めるわけにまいらないということでないことは先ほども申し上げました。

○折小野委員 大学なるがゆえに、そしてまた大学自治の慣行、こういうものは本来学園の自由とかあるいは研究の自由を守るためにという基本的な問題から出ている観念でございます。したがって、大学というのは通常の場合におきまして当然真理を追求する場所である、いわゆる理性の府である、したがってそういうところにはこういうような暴力は本来あるはずがない、こういう状態の中に於いて考えられた大学の自治であらうと思ひます。しかし現在の大学の状態は決してそういうあるべき大学の姿ではないわけでありまして、そういうところになおかつ旧来の大学の自治というものの形だけを尊重する、そういうようなこと、また、そういうような慣行というものにこだわって何らの措置ができない、こういうようなことについてはいろいろな問題がある、こういうふうについて考えるわけでございます。そういう点について大学自治というものの範囲を現在どういうふうにお考えになっておられますか。

○荒木国務大臣 大学自治とは何ぞやということにつきましては、折小野さんが冒頭におっしゃいましたことと同じように私も理解しております。さらにまた、いまも申されました意味合いにおいて受け取っておるわけでありまして、ただ、いまの問題にされております建物の損壊等につきまして申し上げれば、大学が大学紛争と通称されるような望ましい姿ではなくて、これは私もそう思ひます。現実問題として大学内に入つてみなくても、そういう状態だ、何たる醜態かと私は見物人的に申し上げればそう思ひます。大学自治を叫ぶならば、ああいう騒ぎの起こらないように大学当局がなせなさいかと思ひます。

そこで、現に起こっておりますが、御指摘のよるな事柄につきましても、まずもって大学自治を唱へる限り、それを守るべき権限と責任を持つておるところの大学当局、責任者が、そういうことをあらためないよう努力する、もしあつたならばその犯人をつかまえて突き出すということも大学自治の、またそのためにそれを守るべき管理、運営の職責上当然やらねばならないこと、まずもってそれに期待することが当然であらうと思ひます。そういうこともつい忘れたような大学があります。これは、本来の大学のあり方自体の問題であり、管理者の責任が十分果たされておらない課題ではなからうか、そういうふうに思ひます。ですから、建物に侵入したり、建物をこわしたりというような不法行為がありましたら、当然大学自体が解決し得るならば解決すべきである。解決し得ないならば警察権の実力をもちて協力するのになければそれが排除できないというならば、当然大学当局が大学自治ないしは大学の管理、運営の立場に立つて、そういうときのためにこそ一般国民のためと同様に、制度上存在しております警察権ないしは警察官というものの協力を得て排除する段階が第二段階にあるべきだ、そういうことだろうと心得ておるわけでありまして。

○折小野委員 大学の自治についての考え方はすでに東大ボロボロ事件の判決で明確に示されております。私も、やはりこのような考え方を受け取るのが正しい大学の自治についての考え方であらうと思ひます。しかし、今日はそれがきわめて拡大されて、しかもそれが慣行である、こういうような形でいろいろの措置がなされておることはまことに遺憾であると思ひます。もちろん現時点における警察としての政治的な配慮、これはよくわかります。したがって、当面の紛争をできるだけ早く解決して、そして将来はほんとうの意味で大学問題の解決をはかる、こういうことが大切であらうと思ひます。そういうような面からいまして、どういろいろな意見を今後十分出して

いただいて、そして当面の紛争の解決だけではない、将来にわたる根本的な大学問題の解決をはかるよう努力をしていただくようお願いをいたしておきたいと思ひます。

公安委員長に対する御質問は終わります。それから最後に、共済に一言触れておきたいと思ひます。今回の改正案におきましては、この前の国会におきまして具体的に問題になっておりました二、三の点につきましては原案の中ですでに考慮されておる、こういうふうに見えておるわけでございますが、今日まで共済の制度につきましても、いろいろ意見がございました。また、その意見は今日までの共済関係の法案に対する附帯決議というふうな形で提案されておるわけでございますが、こういうような問題、特に基本的な諸問題に對しては政府としましてどのような改善を行なうかといつておるのか。また、その改善についての今後の時期的な予定と申しますか、そういうような面がわかりかたつたらひとつお知らせいただきたいと思います。

○長野政府委員 従来までに附帯決議その他におきましていろいろ問題が取り上げられております。いろいろございまして、たとえばその中で長期給付に対する費用の負担割合、公的負担の百分十五を百分の二十にする問題とか、あるいはまた掛け金の標準となる給料の最高限度額の問題、いまは十一万円で頭打ちになっておりますが、これを是正するかしんか、それから年金のスライド制の実施の問題、あるいはまた遺族給付を受けますところの遺族の範囲の拡大の問題、まだほかにもたくさんございまして、そういうようなものがあるわけでございます。

それから、従来いわれておりました中に、臨時職員期間の年金期間への通算の問題というものもありました。それから、資金運用についての問題でありますとか、そういうものがあつたわけでございます。その中で、この法律案に直接関連はいたしませんけれども、臨時職員期間の年金期間への通算につきましては、この前検討の結果が outcome

したので、国家公務員並みに政令におきまして是正措置をいたしました。それから、資金運用につきましては、その幅を拡大いたしまして現実に適するようになつております。

それから先ほど申しました年金のスライド制等の問題につきましては、これはいつも申し上げることですが、ほかの各省庁と関係がございまして、関係各省庁で構成いたしておりますところの公的年金制度調整連絡会議におきまして鋭意検討中でございます。自治省といつたしましても、地方公務員の特殊性に着目いたしながら、ぜひ早急に実現できるようにということで、調整連絡会議におきまして各省との間で調整を進めておる、こういう段階でございます。

十一万円で頭打ちの問題につきましては、これはいろいろな関係がすべてひつかつておりますけれども、特にいわれておりますような、公務員及び都道府県の議会の議員の年金関係の問題につきましては、この頭打ちの是正と申しますか、限度額の引き上げにつきまして、これはぜひとも最近の機会に実現しますように努力をいたしたいというふうに考えております。

それから、長期給付の公的負担割合の百分の十五を百分の二十に引き上げるといふ問題でございますが、これにつきましては、この前の長期給付の財源率の改定を昨行ないましたときには、その結論を得ませんでした。いまは、国家公務員につきましても財源率の再計算の機会もあるわけでございます。そういう機会に合わせまして合理的な解決ができますように、現在大蔵省に要求中でございます。

持していないという人、そういう遺族についても遺族給付の範囲を拡大すべきではないかというのが附帯決議の大きな内容になっておるわけでありますが、これにつきましては、現在附帯決議の趣旨に沿って、各省間の連絡をとりながら検討中でございます。

大きな問題は大体以上のようなことであると思えます。

○折小野委員　できるだけ早急に検討をしていただき、できますならば次の通常国会あたりにおきまして、できるだけの改善をしていただくように要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○吉川委員長　次回は、明十八日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

昭和四十三年十二月二十一日印刷

昭和四十三年十二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局